

令和3年度 決算審査特別委員会（令和2年度決算）の記録

決算審査特別委員会

出先機関審査第3班（中通り方部）



委員長名	長尾 トモ子
委員会開催日	令和3年10月21日（月）、22日（金） 25日（月）
所属委員	[委員] 西丸武進 安部泰男 橋本徹 三村博隆 江花圭司 山内長

- ・ 知事提出継続審査議案第37号：認定
「決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第38号：認定
「令和2年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第39号：認定
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第40号：可決
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・ 知事提出継続審査議案第41号：認定
「令和2年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第42号：認定
「令和2年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月21日（木） 県北地方振興局）

江花圭司委員

新型コロナウイルス感染症の影響で、県税収入においても滞納や不納欠損が発生していると思うが、意図的または困難的な理由以外による滞納事案はあるのか。

また、局長概況説明で触れていた徴収技術向上のための市町村との合同研修会について、内容を詳しく聞く。

県税部長

滞納について、ほとんどは納期内に納付されるが、納税以外の用途に回ってしまう事案や、中には一部悪質な事案もある。

また、徴収技術向上のための研修は、初任者向けに差押えをはじめ様々な技術を伝達するものであり、毎年市町村と合同で実施している。基本的な内容の研修ではあるが、非常に重要と考えている。

江花圭司委員

局長概況説明要旨2ページ、商工業の振興に関連して聞く。無利子、無担保の融資制度の活用等に係る情報提供を行っていると思うが、これまでどのような対応を取ってきたのか。

次長

中小企業、中でも小規模事業者はコロナ禍により資金繰り等が大変厳しい状況であるため、商工労働部が様々な助成金や支援金、補助制度等の金融支援策を講じており、当地方振興局としても商工会の指導員を通して情報提供を行っている。また、窓口相談に来る事業者に対しても、県の様々な施策を丁寧に説明している。小規模事業者への支援策が確実に伝わるよう、当地方振興局でも相談に対応し、丁寧に情報提供していきたい。

江花圭司委員

信用保証関係で申請が困難な場合は、どのような助言や提案を行ったのか。

次長

当地方振興局においては、相談対応を行うにとどまっている。県では保証付きの融資を相当拡大しているが、実際の貸付けは金融機関等の審査を経て決定するため、なかなか厳しいとの声も聞く。商工労働部が金融機関と支援策を検討する場を定期的に設けていると聞いており、そのような場を通して県と金融機関が情報交換しながら対応を検討していくのではないかと。

江花圭司委員

商工会議所や商工会は中小企業や小規模事業者にとって一番の窓口であるが、商工会議所等の担当者は商工労働部よりも身近な地方振興局に相談しやすいと思う。まだ施策は出ていないが、今後V字回復しない限り地域の経済は疲弊した状態が続くと思うため、信用保証の件も含め具体的な提案や仕組みづくりを要望する。

橋本徹委員

種々いるであろう県税滞納者への対応はストレスもかかり日々大変だと思うが、1件でも多く徴収できるよう今後ともよろしく願う。

調査資料35ページ、処理状況調の2-(2)「特に補助事業や委託事業にあつては、完了検査時だけでなく、事業期間中や計画変更時においても、進捗に応じて現地・現物の確認とともに状況の聴取を行い、適切な成果確認に努めてまいります」について聞く。私の地元である双葉郡は補助事業が豊富にあり様々な要望を受けるが、申請者の中には補助金を融資のように感じ取る人もいる。同15ページ、地域づくり推進費の地域創生総合支援事業（サポート事業）の事業実績が本宮市をはじめ19件と説明があつたが、この全件において不定期に監査や調査を実施しているか。

次長

19件の補助先は民間事業者や地域づくり団体であり、中には補助金申請に不慣れな担当者もいるのが現状である。処理状況調の内容は文言的にかなり厳しく検査しているような印象を与えるが、サポート事業は特にイベント関連が多いため、イベント実施の際には職員が参加する形で直接出向き、実際に行われている内容を現地で確認するのが事業期間中の主な状況聴取であり、厳しく内容を問い詰める形で聴取しているわけではない。

橋本徹委員

例えば、補助団体が補助金を不正に使用する可能性も全くないとは言えず、そのための確認なのかと思ひ聞いた。そのような視点での補助団体に対する確認や調査は、どの程度行っているのか。

次長

過去のサポート事業においては残念なことに不正受給の問題があつたが、その反省も踏まえて対応している。先ほどの説明のとおり、事業が申請どおりにきちんと行われているか、また物品購入時に架空の現金取引による不正があつた事実を反省し、支払いが銀行振込となっているか、領収書等が原本であるかを確認するなど、なるべく事業者到手間をかけないよう注意しつつも、確実に執行されているかきちんと確認している。一生懸命に取り組んでいる点は応援するが、経理事務はしっかり対応してもらおうとの態度で臨んでいる。

橋本徹委員

補助金も税金だと認識しているが、中には手元に来た途端自由に使えるイメージを持って受け取る者もいると思うため、適正に処理するよう要望する。

三村博隆委員

局長概況説明要旨2～3ページに「個人県民税の徴収につきましては、賦課徴収を行う市町村との緊密な連携の下、地方税法に基づき県が滞納案件の引継ぎを受け徴収する「直接徴収」を実施するとともに」とあるが、県北管内の全市町村から直接徴収に係る引継ぎを受けているか。あわせて、実績も聞く。

県税部長

直接徴収については、管内8市町村のうち福島市を除く7市町村から引継ぎを受けて実施している。また、昨年度は444名分、約8,400万円の直接徴収を引き受けており、うち徴収済みが約34%に当たる約2,800万円である。

三村博隆委員

引き継いだ案件の中には、結構難しいケースも多数あるのではないかと。市町村のノウハウだけでは対応がなかなか難しい部分もあると思うため、引き続き力を入れた対応を願う。

県税関連についてももう1点聞くが、調査資料35ページの処理状況調、1－(2)に「令和2年度の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度が新設されたこともあり、前年度より3億8,080万円の増加となる12億9,564万円となりました」とあり、この内容では徴収猶予の影響がかなり大きいように見えるが、徴収猶予の影響を受けてない事案はどの程度か。

県税部長

12億9,564万円のうち徴収猶予特例の事案は約4億7,300万円であり、これを除くと前年度とほぼ同様の徴収率を確保している。

三村博隆委員

新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例制度を除けば例年とほぼ同様との説明であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で徴収の進捗もなかなか難しい部分があると思うため、職員の体調にも配慮しながら引き続き努めるよう要望する。

山内長委員

2点聞く。

1点目は三村委員の質疑に関連するが、調査資料2ページの県税の収入未済額についてである。収入未済額12億9,564万581円のうち約4億7,300万円が徴収猶予の特例部分と説明があったが、同35ページの処理状況調の1－(2)には「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度が新設されたこともあり、前年度より3億8,080万円の増加となる」と記載があるため、この違いを聞く。

2点目は、過誤納金約14万円についてである。何らかの誤りにより納付されたのか、詳細も説明願う。

県税部長

まず2点目の過誤納金について、例えば納税者による二重納付や、行き違いで差押え決定後に納付された等の様々な事情で生じた。

次に1点目について、申し訳ないが再度質疑願う。

山内長委員

調査資料35ページに「令和2年度の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度が新設されたこともあり、前年度より3億8,080万円の増加となる」と記載があったため、その3億8,080万円が新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の部分かと思った。しかし、実際の徴収猶予は約4億7,300万円との説明だったことから、その違いを聞く。

県税部長

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例分は約4億7,300万円であるが、収入未済額の増加分3億8,080万円は、ほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

山内長委員

勉強不足で恐縮だが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度について具体的に説明願う。

県税部長

この特例制度は、法改正により令和2年2月から納期限までの1か月以上において新型コロナウイルス感染症の影響により収入がおおむね20%以上減少し、県税の一時納付が困難であると認められる場合、原則1年以内の期間で徴収が猶予される制度である。これまで69件の申請があり、うち約5億6,000万円の猶予を適用したが、そのうち収入未済となり繰り越した分は約4億7,300万円である。

山内長委員

次に、調査資料15ページの地域づくり推進費7,048万2,000円について聞く。補助実績は19件で移住、定住関係の推進との説明があったが、具体的な成果を聞く。

また、地域づくりには人材育成が非常に重要だと思うが、どのような取組を行ったのか併せて聞く。

次長

地域づくり推進費には、サポート事業以外にも地域経営事業等として地方振興局が直接取り組んでいる移住促進事業も含まれているが、移住については各市町村と協力しながら積極的に取り組んでいる。実績や成果について、移住世帯の捉え方や定義が非常に難しく世帯数の数え方が様々あるが、県北地方管内では127世帯の移住があったと整理している。年々移住のニーズは高まっていることもあり、受入れ体制もだんだん整備されているため、捕捉が可能になった面もあるが、移住世帯は近年急激に伸び、着実に件数は増えている。

特に新型コロナウイルス感染症の発生以降は、移住に対するニーズがより高まっているため、各地方振興局に配置されている移住コーディネーターが各市町村担当者と綿密な打合せを行い移住希望者を直接現地に案内するなど、個別の相談に応じる体制を取っている。一方、各地域には移住の受皿を整えて面倒を見るキーマンもいるため、その者に対して様々な情報提供や、委託事業という形で資金面の支援を行うなど市町村、地域、当地方振興局が一体となり積極的な移住促進に努めている。

山内長委員

人材育成にはキーマンの存在が大きな鍵だと思いつつ、なかなかキーマンの発掘は難しい部分もあるため県の支援が必要かと思うが、どのような取組を行っているのか。

次長

キーマンのほとんどは移住者、いわゆる移住の先輩であり、地域の魅力を発信して移住を促進するパターンが非常に多い。また、キーマンとなる人物は地域でも多岐にわたって活躍しているが、そのような情報は市町村や商工会等を通じて得ている。今後は、先駆的な取組を進めている人々のノウハウを他の地域にも横展開できる取組を行っていきたい。

山内長委員

移住者が地域の新たな魅力を発見するケースも多いと思うため、先駆的な取組を横展開して移住者や定住者が増えるようよろしく願う。

最後に、調査資料33ページの不法投棄監視員及び同34ページの鳥獣保護管理員について聞く。不法投棄監視員は16名、鳥獣保護管理員は15名が任用されているとの説明があったが、配置先及び選任方法を聞く。

県民環境部長

不法投棄監視員は各市町村に配置しているが、内訳は手元に資料がないため後ほど説明したい。毎月2日程度の監視を実施し、昨年度の実績は延べ600件を超えている。加えて委託による不法投棄監視業務も行っており、昨年度の実績は年間119日である。また、昨年度に県北管内で発見された不法投棄は2件であった。今般県南地方で不法投棄が発生し、県が代執行を実施したが、管内の2件はそれほど規模が大きくないため、監視を継続している。

鳥獣保護管理員は、地元の自治体や自然保護団体等から推薦された中から適切な者を選任し、各市町村に配置している。

安部泰男委員

厳しい財政状況の中、限られた職員で一生懸命業務に当たっていると思うが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大で感染者が急激に増加し、職員も大変だったと推察する。先ほど次長から育児休業取得者が5名いるとの説明があったが、取得者数は前年度比で増えているのか。調査資料36ページ、処理状況調の3には「風通しのよい職場づくり」と記載があるが、希望者がしっかり取得しているか確認したいため、対前年度比の状況を聞く。

次長

これまでの育児休業取得状況に係る数値は手元にないが、休業期間の違いはあれど女性職員はほぼ取得している状況であると確実に言える。その一方で男性職員の取得が大きな課題であり、知事がイクボスとして面談を行っているように、当地方振興局でも男性職員の配偶者が出産する際には積極的に取得するよう促している。短期間でも構わないので必ず取得するよう職員に声をかけており、取得職員のフォローは周囲の職員で何とか対応する旨も伝えている。出産予定の配偶者がいる男性職員には積極的に面談して是が非でも取得してもらう体制を進めているため、取得率は間違いなく向上していると思う。

安部泰男議員

新型コロナウイルス感染症の影響で保健所の職員が不足し、本庁からも応援があったとの話を聞いたが、出先機関からも応援職員を派遣したのか。人数も含めて聞く。

次長

当地方振興局から保健所に対する応援職員の派遣は行っていないが、コロナ本部で人手が必要になり当地方振興局からも職員を派遣しているため、逆に当地方振興局の人員体制が厳しい状況である。また、コロナ本部の県北地方本部事務局を当地方振興局が担っている。例えば、営業自粛期間中の夜間帯における管内の飲食店の巡視は当地方振興局が全て担当している。当該期間中は編成したチームで毎日飲食店を巡るなど、当地方振興局としても新型コロナウイルス感染症の関係業務に対応している。

安部泰男委員

内部統制など職員一人一人に行政能力が求められており、加えて少ない職員数で大変だと思うが、しっかり取り組むようお願い。

三村博隆委員

調査資料34ページの野生生物対策費に狩猟者登録件数が1,200件、狩猟免許の交付・更新における件数のうち新規が135件と記載ある。全登録件数の約1割が新規登録と推察するが、狩猟者が減少傾向にある中で成果が結構出ていると思った。その見方が正しければ、狩猟者登録数の増加に向けた取組等の内容を聞く。

県民環境部長

狩猟者登録数と免許交付数は、必ずしもイコールとなるわけではなく、狩猟者登録は狩猟期間内に捕獲等を行うための登録であり、狩猟行為を行うための狩猟免許とは別個のものであるが、件数の推移は限りなく同じような動きという意味では間違っていない。

狩猟者登録数は震災後に落ち込んだものの、その後は回復傾向にある。狩猟免許は網猟免許、わな猟免許、装薬銃及び空気銃に係る猟銃免許の4種類に区分されており、震災前は猟銃免許取得者が多かったが、震災後はイノシシの駆除等が関係しているのか、わな猟免許の取得者が増えている。

登録数増加に関する取組については、狩猟に親しんでもらうために初心者向けや様々なシミュレーションを習得する講習会等の開催を行ったことにより、狩猟者の増加につながったと考えている。

矢吹貢一副委員長

窓口業務が非常に多く苦勞も絶えないかと思うが、引き続きよろしく願う。

(10月25日(月) 障がい者総合福祉センター)

江花圭司委員

調査資料8～9ページに記載のある手帳の交付について、近年、放課後等デイサービスが各地域で充実してきており、義務教育を受けている者から高校生までの利用が可能であると認識しているが、当該サービスの利用に当たっての対象要件を聞く。

所長

放課後等デイサービスや児童厚生施設等は児童家庭課や児童相談所が所管しており、当センターは18歳以上の障害者を対象としている施設であることから、委員指摘の内容については把握していない。

江花圭司委員

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染者が多くなった時期であったが、同年度の18歳以上の障害者における新型コロナウイルス感染症の罹患状況について聞く。

所長

相談会は希望制で実施しているため、当センターでは詳しいデータを持ち合わせていないが、新型コロナウイルス感染症に罹患したため相談会に参加できなかった者がいたと聞いている。

橋本徹委員

調査資料6～7ページに記載されている身体及び知的障がい者相談判定業務について、来所や巡回相談の出席者に対してどの程度の割合で判定を行うのか。

所長

相談に来た全員に対して判定書を交付している。ただ、簡易な内容であればすぐに交付できるが、複雑な内容の場合は聞き取りだけでなく後日資料の提出を求めることもある。

橋本徹委員

概況説明要旨の中で、身体障害者に対しては「主体性及び自立性を尊重した相談判定を実施した」とある一方で、知的障害者に対しては「ニーズに沿った相談判定を実施した」とある。この「主体性」、「自立性」、「ニーズに沿った」相談判定とはどのようなことか。

所長

まず、「主体性」についてであるが、身体障害者の中には就労意欲が非常に高い者がいることから、自立促進の意味合いからもできるだけそのことを尊重したい。

次に、「ニーズに沿った」との点であるが、知的障害者の中には就労する段階までたどり着かない者が多くいることから、授産施設等へ入るために努力している者に対しては、その意向を踏まえて対応することとしている。

橋本徹委員

さきに開催された東京パラリンピックにおいて、不自由ながらも訓練して活躍する姿を見て非常に感動した。後天的に目が見えなくなったり、なりたくて障害を持って生まれたわけではないと思うため、見守るとの意味でも今後とも個人のニーズに沿った判定を実施するよう要望する。

三村博隆委員

調査資料7ページの市町村担当者研修会等について聞く。新型コロナウイルス感染症の影響によって会議は書面開催、研修会等は中止となったようだが、市町村の担当者にとって研修会等は非常に大切な位置づけであるため、内容によってはリモートでの開催も可能と思われる。

そこで、中止となった研修会の内容及びリモートで開催することの可否について聞く。

所長

委員指摘の会議及び研修会について、障害者の身近な相談機関として市町村は非常に重要であることから、市町村に対しては当センターの概況説明や事業説明のほか、専門家の立場から見た相談の受け方や数多くの質問に対してタイムリーな情報提供を行うなどにより実施してきたが、昨年度に引き続き今年度も開催できていない。

また、この会議等は県内59市町村を対象にしていたため、当時はリモート開催の対応に至らなかった。今年度も開催時期や技術的な面でリモート開催はできなかったが、今後の検討課題と認識している。

山内長委員

概況説明要旨を見て、県内には身体障害者が約7万7,000人、知的障害者が約1万9,000人、合計約10万人の障害者がいると認識した。また、概況説明要旨の中で「中途失明者及び視覚障がい者の生活訓練と社会参加の促進」とあることから、盲導犬等による訓練等を行っていると思うが、中途失明者及び視覚障害者の現状について聞く。

所長

中途失明者を含む視覚障害者の人数については、本人の申出によらなければ把握することができないため、講習会や在宅生活訓練の申込みで把握するしかない状況である。令和2年度障がい者総合福祉センター重点施策及び実績に受講者数を記載しており、昨年度は99回実施している。

山内長委員

訓練等を経て白杖を用いて1人で出歩ける状態になった者、盲導犬と共に生活することが可能となった者、そして訓練中の者がいると思う。概数で構わないがどの程度の割合か。

所長

詳しい割合は把握していないが、訓練を通じて途中で改善する者や訓練終了時には日常生活を行うことが可能となった者は大勢いると認識している。

安部泰男委員

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響で対面での対応が困難となるなど、限られた環境の中で様々な事業を展開していると考え。県内における中途失明者や知的障害者の人数、障害者手帳の交付状況について、最近の傾向を聞く。

所長

障害種別に説明するが、身体障害は微増の傾向にある。身体障害のうち半分は肢体不自由者だが、残り半分のうち約3割は内部障害で、代表的なのは人工透析を要する腎臓機能障害である。腎臓機能障害は生活習慣病を原因とする場合も多く、減少に転じる要素が見つからないため、爆発的な増加はないが微増の状況にある。

次に、知的障害であるが、近年の医療技術の進歩により、大人や高齢者でも発達障害と診断されるケースが少なくない。その治療を進める過程で知的障害が発覚して診断される場合もあり、療育手帳の交付申請を希望する者がここ数年増えている。

また、中途失明者については、昨年度から歩行訓練士を正規職員として1名配置し、現在数多くの訓練を進めているところである。その結果だんだんと掘り起こしが進み、かなりの人数が把握できるようになっているものの、潜在的な人数は把握し切れていない状況である。

(10月21日(木) 福島警察署)

江花圭司委員

調査資料10～12ページの証紙収入状況調について聞く。新型コロナウイルス感染症の影響なのか、全体的に前年度よりも件数が減少している。その中で10ページの猟銃等講習(初心者講習)及び技能講習については、手数料が改定されているが件数は増加している。受講しやすくなったのか、あるいは必要に迫られたためか。増えた要因を聞く。

署長

猟銃等講習について、経験者講習は現に猟銃等の所持許可を受けている者が、初心者講習は初めて猟銃等の所持許可を受けようとする者が受講する法定講習である。高齢化による猟友会員の減少対策として新規取得者に対する支援等も行われているため、件数が増加したのではないかと考える。

江花圭司委員

初心者講習が前年度の6件から23件に、技能講習は前年度の1件から8件に増えている。いずれも令和元年10月1日の手数料改定によって受講しやすくなり、件数が増加したのか。

署長

申し訳ないが、手数料改定による増加かどうかは正確に分析していない。

江花圭司委員

イノシシ等の鳥獣被害が頻発し、県が有害鳥獣捕獲を推進する施策に取り組んでいることから、狩猟者育成として猟銃等講習の件数も増加傾向にあるかもしれないが、手数料改定によって受講しやすくなったとも思い聞いた。

次に、概況説明要旨の重点目標に記載はないが、薬物関連の取組内容を聞く。

署長

防止対策としては、学校における薬物教室等の講習を実施し、乱用者の未然防止に努めている。また、取締りに関しては関係情報の収集強化にも努め、徹底検挙を図っている。

江花圭司委員

福島市内の状況は把握していないが、以前高速バスで朝に帰宅する途中、郡山駅前のタクシープール付近で不審者が電話の最中に生け垣内に何か物を置き、そして別の者が生け垣内を漁って物を持って行く光景を見た。夜回り先生こと水谷修氏が以前、会津地域の薬物を徹底的に洗い出したことがあるが、やはり若者への供給元があるのではないかと。その点が重点目標として記載されているとよいと思ったため、要望として述べておく。

橋本徹委員

地域の安全・安心の確保への尽力に心より感謝を述べる。

まずは、調査資料23ページの処理状況調における新型コロナウイルス感染症防止対策についてである。業務上多くの人々と接することが多く、それにより新型コロナウイルス感染症の罹患リスクも高まっていると思うが、コロナ対策の取組状況を聞く。

署長

新型コロナウイルス感染症への対策について、まず職員の健康管理について周知徹底を図っている。具体的には、毎日の検温の徹底及び報告、各玄関や窓口、執務室の出入口にアルコール消毒液を配置し、消毒の励行に努めている。加えて窓口には遮蔽物を設け、来庁者との直接対話を避けている。3密（密閉空間、密集場所、密接場面）対策については、一部でサテライト業務や別室での執務、時差出勤等により密を避ける対策を行っている。また、換気も時間を設定して行い、チャイムの合図で一斉に実施している。

健康管理の面でも、少しでも体調が悪い場合はその時点で報告し、出勤させない取組を徹底している。そのほか、外部活動においても様々な取扱いを行っており、職務執行の相手について確認できる状況であれば体調を確認した上での職務執行を促しているが、体調不良の者が万が一いた場合にも備えて、タイバックスーツや手袋等の防護衣を装備するなど感染防止に努めている。

橋本徹委員

例えば警察官が対応した相手が発熱していた場合、その警察官は出勤停止となるのか。

署長

委員指摘のとおり、職務執行上の相手方が体調不良だったり、PCR検査を受けた、あるいは受ける予定であることが判明した場合はその時点で報告させ、取扱い者を限定する。その者は庁舎に入ることなく事務や装備の引継ぎ等を実施し、

自宅待機とする。状況によっては保健所にPCR検査の必要性を確認し、必要ない場合は署で準備した抗原検査キットにより感染の有無を確認している。その結果が判明するまでは、日にちを遡及して検査を受けた職員及び当該職員と密接に行動していた職員も同様に自宅待機としている。

橋本徹委員

その場合は日常業務への支障も考えられるが、連携やバックアップの体制はどのようになっているのか。

署長

今年も数10名の警察官を自宅待機させる事案があったが、その際は各課の垣根を越えて相互運用を図っている。また、業務的に署で対応できない場合は、本部主管課からの応援により県警全体で取組を行っている。

三村博隆委員

高齢化が進む中では、詐欺等の未然防止が重要である。概況説明要旨に記載ある「なりすまし詐欺については17件、73万円の被害を未然に防止することが出来ました」も様々な取組の成果だと思っているが、なりすまし詐欺の被害件数の増減を聞く。

署長

令和2年中におけるなりすまし詐欺の件数は35件であり、前年比で16件増と過去5年間では最多件数である。今年は9月末時点で14件であり、前年比で9件の減少傾向にある。

三村博隆委員

引き続き防止対策を実施願う。先ほども説明があったが、様々な取組を行う中では高齢者世帯への戸別訪問など地道な取組が有効と思う一方、このコロナ禍においては感染症対策に気を遣う場面も多々あったのではないかと。

概況説明要旨に「個別訪問による交通安全指導を実施しました」と記載があるが、どのような範囲、体制、気遣いで行ったのか。

署長

なりすまし詐欺や交通事故被害の多くは高齢者であるため、高齢者への被害対策を重点的に行っている。委員指摘のとおり、昨年や今年は新型コロナウイルス感染症のため、感染拡大時期は可能な限り戸別訪問を控え、街頭での広報啓発活動に重点を置いて取り組んだ。感染状況が少し落ち着いた昨年10月頃より、先ほども説明した当署独自の取組である「えがお大作戦」を行った。地域、交通、生活安全だけでなく署内各課の垣根を越えて毎月数回集中的に高齢者世帯への訪問活動を行い、広報啓発活動に努めた。昨年は、特に高齢者の居住が多い地区を指定し、重点的に取り組んだ。それ以外の地区は、個別に地域、生活安全、交通が関係機関やボランティアと連携しながら、感染防止に配慮しながら活動した。

三村博隆委員

気遣う点が多いかと思うが、引き続きの対策を願う。

次に、調査資料6ページの自動車運転免許証交付手数料における高齢運転者講習について聞く。昨年度における認知検査者（合理化）の公所件数が3,542件、その前年度が3,861件、さらに認知検査者（高度化）の昨年度における件数が955件、その前年度が1,132件で、いずれも前年度比で減少している。要因としては免許返納の促進等が考えられるが、高齢者は被害者のみならず加害者となり得ることもあり、最近では悲惨な事故のニュースもよく目にする。免許返納に関する取組によって成果が出ているのか。地方に住んでいると返納をちゅうちょすることもあると思うため、取組があれば聞く。

署長

高齢者の免許返納については、高齢者による重大事故が発生するたび全国的に機運が高まり、返納者が多くなる状況である。そのような理由で昨年度も返納者が多かったのではないかと推察している。

返納者に対する取組については、警察として各種講習会において様々な高齢者の事故事例を具体的に説明しつつ、生活する上で運転が必要な者には安全運転に対する支援やアドバイスをを行い、生活に支障がない者には返納を勧める形で説明している。返納後の生活への支援関係だが、例えば福島市では75歳以上の高齢者に路線バスや福島交通飯坂線を無料で利

用できるももりんシルバーパスポートを交付しており、そのような制度を広報しながら活用を説明している。

山内長委員

犯罪が起きにくい社会づくりへの重点的な取組に敬意と感謝を述べる。さらに、えがお大作戦など福島警察署独自の取組にもねぎらいの意を述べる。

調査資料21ページ、交通指導取締費の事業実績である駐車監視員委託料について、具体的な内容を聞く。

署長

道路交通法により、都市部の駐車秩序を確立するため、放置車両の確認事務について公益社団法人等への委託が可能となっている。本県では福島、郡山、いわきの各警察署において公安委員会の登録を受けた法人に委託している。委託に当たっては各警察署が一般競争入札による業者決定後に委託契約を締結し、委託料を支払っている。

安部泰男委員

2点確認する。

1点目は、運転免許証の作成について聞く。運転免許証は各署において作成、発行を行っているのか。

2点目は、調査資料20ページの留置管理費の事業実績のうち被留置者の給食及び医療費について聞く。給食費は理解できるが、医療費も署で負担すべきものなのか。

署長

本県の運転免許証の作成は、運転免許課が一元的に担っている。運転免許センターでの更新者には同センターで即日交付し、警察署での更新者には後日警察署から運転免許証を送付する。

また、留置管理費の医療費は、全て公費負担である。

安部泰男委員

運転免許証は1か所で作成して各署に送付し、各署で交付するのか。そうではなく、各警察署で直接免許証を作成して交付するのか。

また、医療費について、留置人は医療保険や介護保険の被保険者である場合は自己負担分が発生すると思うがそのような自己負担は求めず、医療費全額を公費で負担すると理解してよいか。

署長

運転免許証の作成は、警察署ではなく運転免許課が一元的に担っている。事業実績調における運転免許証作成費は、手続上の事務に係る消耗品購入経費である。

また、被留置人に係る医療費は公費負担となっている。

安部泰男委員

全額公費負担か。

署長

そのとおりである。

矢吹貢一副委員長

このコロナ禍で種々制約があり苦勞も多いと思うが、引き続き県民の安全・安心の確保に努めるようよろしく願う。

(10月21日(木) 福島県立美術館)

江花圭司委員

調査資料4ページの作品収集費について聞く。90万5,000円の予算額に対して51万6,000円の決算額であるが、当該事業の収集計画等及び予算額と決算額が乖離した理由を聞く。

館長

作品収集費は、美術館に収納する作品の収集に係る経費である。美術品取得基金における現金が少なく、ここ数年は作品を購入できないため、寄贈作品の収集に努めている。当該事業費には寄贈作品の運搬経費ほか、収集評価委員会の開催経費も計上しているが、昨年度はコロナ禍の影響により身動きが取れなかったこと、また遠方の委員が収集評価委員会に参加できなかったことなどから、予算額と決算額に乖離が生じている。

江花圭司委員

予算が少なく大変だと思うが、例えば県立博物館が企画展などを開催する際は、実行委員会を組織して県のサポート事業を活用している。美術館において企画展などを開催するに当たり、資金調達の方法は何かあるのか。

館長

当館においても、大規模な企画展についてはマスコミ等と共に実行委員会を組織した上で開催しており、現在開催しているドラえもん展については実行委員会方式により運営している。また、過去には国の補助金を活用して企画展を開催したこともある。

江花圭司委員

ドラえもんやアンパンマンは子供たちの関心も非常に高い。また、喜多方市において企画展を開催してもらったことに感謝する。

次に、調査資料9ページの負担金、補助及び交付金調について、企画展開催に伴い2,000万円、800万円との多額の負担を強いられることはやむを得ないと考えるが、内訳等について聞く。

館長

企画展によって内容は異なるが、例えばブダペスト国立工芸美術館名品展の場合は実際にブダペストから作品を借りてくるため、内訳として貸主に対する賃借料のほか、本県までの運搬経費や人件費等である。また、企画展によっては展示作業に係る費用も含まれることもあり、規模や内容によって金額が異なる。

江花圭司委員

調査資料10ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調に不用額に関する記載があるが、不用額が発生した場合の処理方法について聞く。

館長

昨年度は9月から半年以上休館したが、その間に4件の大規模改修工事を実施しており、不用額約2,700万円のうち大きな割合を占めたのが天井改修工事分である。当該工事は、天井を剥がして見たところ設計書と異なる内容であることが判明したため工法に変更が生じたものであるが、工法変更の設計等に時間を要したことから2月補正予算等で減額しきれなかった分が不用額となった。

橋本徹委員

調査資料1ページの職員数調について、副館長が公務災害で休職していたようだが、差し支えない範囲で理由を聞く。

館長

先ほど概況説明要旨にて説明した企画展のうち、昨年の7月上旬に開催した「もうひとつの日本美術史—近現代版画の名作2020」の開催日前日に、大きな籠台車に入った大量の図録がトラックで搬入された。しかし、固定が甘かったため籠台車がトラックの荷台から滑り落ちてきてしまい、作業に立ち会っていた副館長が足を挟まれて骨折してしまった。そのため手術やリハビリも含めて入院が必要となり、4か月間休職することとなった。

橋本徹委員

その副館長は異動したのか。

館長

昨年度で定年退職となり、今年度から専門員として引き続き勤務している。

橋本徹委員

調査資料5～6ページ、企画展の開催について聞く。企画展の開催に当たっては負担金も計上されているが、ブダペスト国立工芸美術館名品展の開催費は、単純計算で5,526万円から2,000万円を差し引いた3,526万円が負担金以外の費用と理解してよいか。

館長

調査資料5ページの決算額5,526万円から2,000万円を差し引いた3,526万円は、「もうひとつの江戸絵画 大津絵展」及び「もうひとつの日本美術史—近現代版画の名作2020」の開催分である。

橋本徹委員

各企画展は来場見込数を設定した上で開催しているのか。

館長

予算要求に当たり来場見込数を設定している。

橋本徹委員

コロナ禍で大変だったと思うが、調査資料に記載のある観覧者数の実績は当初目標と比較してどのような状況であったか。

館長

コロナ禍の影響により当初の目標を大幅に下回っている。中でもブダペスト国立工芸美術館名品展は前年度の3月から実施しており、有料の観覧者数の目標を4万人と見込んで予算を積算したが、実績は10分の1程度であった。また、大津絵展については3,000人、版画展については6,000人を当初の目標来場見込数として予算を積算している。

橋本徹委員

新型コロナウイルス感染症という誰も予想できない状況で観覧者数も10分の1程度になったとのことだが、観覧者数の減少に伴う入場料収入の減少分はどのように補填されているのか。

館長

観覧料収入は歳入予算として見込んでおり、コロナ禍の状況であったことから収入実績は低くなっているが、教育庁の全体予算の中で補填されている。

橋本徹委員

数年前に開催された若冲展は非常に大盛況だったと記憶しているが、黒字が出た場合は所蔵品の購入費に充てるなど、美術館のために使用する予算とすることは可能なのか。その辺の仕組みについて聞く。

館長

若冲展は他部局の予算で開催されたため美術館の収入にはならなかったが、収益が多かったため先ほど説明した美術品取得基金に約570万円積み立てて現金化を図った。

三村博隆委員

橋本委員の質疑に関連して、調査資料6ページの移動展について聞く。コロナ禍の中で工夫しながら移動展を開催したとのことであったが、白河市で開催された移動展の観覧者数の実績は4,244名と、個人的には結構な入場者数だったと考えている。開催に向けてはコロナ対策をはじめ様々な苦労があったと思うが、今回開催した手法による実績は今後様々な美術品を紹介する上で参考となる点と思われるため、開催に当たって工夫した点などを説明願う。

館長

昨年度開催した移動展は大変好評だったが、その要因は2つあると考えている。1つは、昨年度秋頃の新型コロナウイルスの感染者が少なかったことである。もう1つは、昨年度の下半期は本館が休館となっていたため、白河市においては関根正二、喜多方市においては印象派の名品など、その機会を利用して通常外部へ持ち出さない人気のある作品を持ち出すことができたことである。

なお、移動展は平成11年から20年間、県内各地で全23回開催していたが、令和元年度は開催から20年間経過したことや

予算の関係から一旦休止とした。昨年度は休館の代替事業として2回ほど開催した。

三村博隆委員

コロナ禍で周知する範囲に悩むこともあったと思うが、今後も同様の事例が発生する場合はしっかりと対応するようお願い。

次に、調査資料8ページの学校連携共同ワークショップについて聞く。美術品を理解するにはまず美術品を見に行くこと、見る側の目を養うことが大事であることからこのワークショップを開催しているものと考えているが、当該事業はいつから始まったのか。また、小中学校や高等学校含めて全14校の実績があるが、開催校の選定基準を聞く。

館長

学校連携共同ワークショップは平成15年度から文化スポーツ局の予算を活用して実施しており、開催校の選定は全学校へ照会した上で希望を募っている。

山内長委員

常設展として関根正二、斎藤清、アンドリュー・ワイエスの作品展示を行っているが、当該作品は当館収蔵のものとの理解でよいか。

館長

常設展については、収蔵作品を紹介する展覧会として開催している。

山内長委員

調査資料5ページの作品保存事業について聞く。作品の修復実績は445万8,000円であるが、修復作業の実施者はどのように選定しているのか。

館長

収蔵作品は全部で3,800点以上あり、学芸員がその中から特に状態の悪いもの、緊急性を要するものを選定した上で専門業者へ修復を依頼している。

山内長委員

海外での美術品修復問題に関するニュースが報道されているが、そのようなことはないかと捉えたい。

次に、先ほどの答弁の中で、天井改修工事に当たり設計書と異なる部分が判明したことに伴い工法を変更せざるを得なかったとの説明があったが、これは損害賠償請求に該当する事例か。

館長

損害賠償請求に当たる事例ではない。

山内長委員

観覧料の収入は資料のどこに記載されているか。

館長

調査資料2ページ、使用料及び手数料の美術館使用料に記載されている。

安部泰男委員

館長の概況説明要旨の中で天井改修工事を実施したとあるが、躯体の耐震改修工事は終わっているのか。

館長

当館は昭和59年に開館しているが、躯体については特に問題ないと聞いている。

安部泰男委員

次に、調査資料4ページの作品受贈及び受託交渉の実績について、寄贈作品及び資料21点とあるが、寄贈作品とは具体的にどのようなものか。

館長

昨年度は、日本画と洋画が各8点、スケッチブックによる素描1点が作品として、そのほか資料として4点の寄贈があ

った。21点の主な内容だが、日本画では三島町出身の酒井三良氏の四季図、洋画では100歳の洋画家として有名な野見山暁治氏自身からの寄贈作品などである。

安部泰男委員

次に、先ほどの館長の説明では学芸員の退職者を再雇用し、様々な技術や技能の伝承を行っていくとのことであるが、具体的な内容を説明願う。

館長

企画展開催までの流れを例に挙げるが、開催までの大まかな流れはどの企画展も同じではあるものの、開催に必要な適時適切な仕掛けはそれぞれに異なる。また、毎回異なるメンバーで開催することになるため、そのような作業を共に実施することで知識や技能の伝承を図っていききたい。

江花圭司委員

安部委員の質疑に関連して、調査資料4ページの寄贈資料について聞く。私の地元でも問題になっているが、美術品を集めていた高齢者が施設に入所してしまうなどして空き家となり持ち主がいなくなるケースがある。そのような状況は美術館として地域と連携しながら把握しているか。

館長

委員指摘の点について、当館では把握していない。

矢吹貢一副委員長

寄贈を受ける作品や資料の基準はあるのか。

館長

寄贈作品等を全て受け入れる訳にはいかないため、学芸員がしっかりと選定するほか、収集評価委員会に諮り専門家の意見を踏まえた上で判断することになる。

(10月21日(木) 福島西高等学校)

江花圭司委員

調査資料2ページ、収入未済額8万9,100円の理由を聞く。これまでの決算審査対象機関においては新型コロナウイルス感染症による困窮に関する説明が多々あったが、福島西高校の収入未済額はどうか。

主幹兼事務長

当該収入未済額は過年度、平成28年度分のものである。この生徒は高等学校等就学支援金制度に該当していたが、様々な理由で添付書類の収入状況届出書を市役所から取り寄せることができなかったため、3学年次のみ申請がなかった。1、2学年の時は申請があったが、3学年の時は保護者と市役所の間でトラブルがあったようで申請まで至らなかった。3学年の7月以降、延べ9か月分の授業料の支払いが発生したが、その支払いがなされず、収入未済となった。

江花圭司委員

収入未済や不納欠損を防ぐための今後の対策を聞く。

主幹兼事務長

当該生徒の場合、入学時から授業料以外の未払いも多く、保護者を含めその都度催告していたが、なかなか話合いの場に来てもらえず、家庭訪問等であるべく対面による説明を続けてきた。結果的に未済となったが、今後同様の事案が発生した場合でもしっかり理解を得られるよう丁寧に説明し、支払いにつながるよう努めていきたい。

江花圭司委員

私がPTA活動を行っている中では、未払いの理由を言いにくいと述べる保護者もいた。新型コロナウイルス感染症の影響による困窮や不安定な就業も考えられるため、社会福祉協議会等と連携しながら家庭環境を注視するよう要望する。

次に、調査資料8ページにも関連事業の記載があるGIGAスクール構想に関して聞く。当初は様々な意見が出ており、中でも教員のICT活用指導力等が課題だったと思うが、当構想のスタート後はどのような状況なのか。

校長

現在、在校生には「社会と情報」の授業を行っているが、情報専科への教員配置がなかなか難しい。県内どの高校を見ても少ない状況であり、ほとんど配置されていない。本校でも他教科の教員が「社会と情報」を担当している。

令和7年度から大学入学共通テストの出題範囲に「情報」が新設されるが、これまでの授業で取り組んでいる教科内容と全く異なっており、プログラミングも含めた新たな出題教科が編成されると聞いている。しかし、現状では当該科目における授業の展開が非常に困難を極めている部分もあるため、その辺は県教育委員会に相談しながら配置等について要望していきたい。

江花圭司委員

令和2年度の報告内容については県教育委員会との連携、情報共有が必要かと思うが、私たちもまだ県教育委員会からのニュアンス、ルール変更など県立高校における取組の報告を受けていないため、昨年度に県教育委員会へ報告した内容を聞く。教員不足等の課題事項を報告したと思うが、どうか。

校長

令和2年度の内容はまだ県教育委員会に報告していないが、先ほどの情報関係については現状を知ってもらいたく説明した。来年度の入学生から1人1台端末を購入してもらおう話が進んでいるが、活用方法は現在校内で検討中である。

橋本徹委員

江花委員が聞いた収入未済額8万9,100円に関連するが、先ほどの説明では今現在の督促状況等が見えてこなかったため、詳しく聞く。

主幹兼事務長

昨年度は新型コロナウイルス感染症の発生直後に家庭訪問を行い保護者と話し合いができたものの、その際にコロナ禍の中で訪問するのはどうなのかとの発言があったため、それ以降は郵送により年に3回程度の催告を続けている。

橋本徹委員

不納欠損にならないよう丁寧な対応を行っていると思うが、そろそろ次のステップも視野に入れる必要があるのではないか。分納を求めるなど様々な方法があると思うが、今後の予定をどのように考えているか。

主幹兼事務長

当該生徒の卒業時に確約書を提出してもらっている。高校卒業後は成人になっているため、保護者ではなく生徒本人への請求が可能であるが、保護者から当該生徒の所在地を教えてもらえない状況であり本人と直接話し合いができていない。保護者からは家庭訪問を遠慮するよう言われ、加えて生徒本人の所在地が把握できない状況ではあるが、何とか保護者との話し合いの場を持ちたいと考えている。

橋本徹委員

今の説明で、なかなか厳しい現状であることを理解した。ただし、授業料のような負担はやはり平準化しなければならず、かつ公正公平でなければならないため、引き続き不納欠損の解消に努めるよう願う。

次に、教職員の多忙化解消について聞く。調査資料から発見できなかったが、例えば教職員多忙化解消アクションプランの推進によって、本校ではどのように教職員の超過勤務縮減等が図られているのか。大まかで構わないので、説明願う。

校長

教職員の多忙化解消に向けては、会議の都度職員に資料等を示しながら説明している。現状、運動部の部活動に携わっている教員はどうしても土日の活動が多くなり、中には月80時間以上の超過勤務が発生している教員もいるが、数名にとどまっている。部活動に係る時間は平日で約2時間、休日で約3時間を遵守してもらい、月80時間以上の教員には、80時間以内で部活動に携わるよう指導している。月80時間以上の教員の割合は、本校の全教員60名のうち数%にとどまってい

る。

橋本徹委員

今の説明では、例えば超過勤務手当も自然と縮減されると思うが、超過勤務手当はピーク時から令和2年度にかけてどの程度の状況で推移しているのか。把握している範囲で説明願う。

校長

教員は超過勤務手当が支給されず、給料に4%を乗じた額の教職調整額が全員一律に支給されている。従って、勤務時間外の部活動時間における超過勤務手当の支給はない。

橋本徹委員

先ほど部活動指導員に係る説明もあったが、どの部活動を受け持っているのか。また、教員との役割分担を併せて聞く。

校長

現在サッカー部、弓道部、体操部、卓球部の4つの部活動において、部活動指導員を活用している。各部の顧問と部活動指導員が積極的にコミュニケーションを図りながら、顧問が部活動指導に多くの時間を割かないよう配慮の上、一緒に指導する場合もあれば、顧問または部活動指導員による指導を分けながら実施している場合もある。そのおかげか、クラス担任かつ部活動の顧問も担っている教員からは、生徒と向き合う時間が取れて大変助かっているとの声も聞く。

橋本徹委員

今説明があった4つの部活動顧問を担っている教員は、月80時間以上の超過勤務が発生している数名に該当するのか。

校長

当該部活動の顧問に該当する者はいない。

橋本徹委員

教員の多忙化は問題になっているが、月80時間以上の超過勤務実績がある教員にはどのように対応しているのか。また、超過勤務の縮減に向けてどのように取り組んでいるか。

校長

毎月超過勤務の実績が判明するタイミングで、管理職が指導を行っている。また、部活動指導に熱が入っている教員には厳しく指導しにくい、メリハリをつけて指導するよう伝えている。ただし、どうしても休日に練習試合等があると月80時間を超える場合が以前から見受けられるため、その辺りは調整しながら行うよう、今後も管理職から指導していきたい。

三村博隆委員

江花委員及び橋本委員が聞いた収入未済について、先ほどの説明からは分からなかった点を聞く。今回の収入未済は平成28年度の事案とのことだが、授業料も債権との考え方からすると、時効もあるのではないかと。事実発生から既に5年近く経過しているため、不納欠損も視野に入れることになると思われる。ただ放置して不納欠損にするのは大問題だが、やむを得ず不納欠損とする場合の基準等があれば聞く。

主幹兼事務長

制度上は今年度の3月をもって不納欠損が可能となる。それまで僅かな期間ではあるが、催告を続けて不納欠損にならないよう努めたい。

三村博隆委員

たとえ不納欠損の処理を行ったとしても、それは一定の基準にのっとり対応したと理解する。多忙な中、公平公正の点から不納欠損とならないよう対応していると思うが、引き続きの対応をよろしく願う。

次に、先ほど橋本委員も質疑した部活動指導関係について聞く。部活動指導員について、調査資料1ページの職員数調には令和2年4月1日現在で0人と記載あるが、同9ページの体育管理指導費の事業実績には4名とある。これは、昨年度の途中から配置されたとの理解でよいか。

校長

手続が済んでいなかったため、4月途中から来てもらっている。

三村博隆委員

次に、校長が概況説明要旨で触れていたが、デザイン科学科には県北地区のほか、通学可能な白河市や郡山市の生徒が在籍しているとのことで、その人数を聞く。

校長

現在、白河市からは3年生が1名、郡山市及び須賀川市からは各1名の1年生が在籍している。

三村博隆委員

遠方から3名の生徒が通学しているとのことだが、他の高校でもデザイン科学科のような学科は設置しているのか。その場合、設置している高校ではなくわざわざ遠方から通学しているケースだと思うが、どうしてもこの高校で学びたいとの特色があるのか。進路も含めて聞く。

校長

デザイン科学科は、県内の県立高校で唯一美術系の学科として設置されている。本校以外には総合学科の中に美術系のコースを設置している光南高校など幾つか把握しているが、県立高校における唯一の専門学科であるため、教員の体制もしっかり整っている。1学年で1クラス編成とし、1学年の時は基本的な授業を行うが、2学年以降は1クラスを3コース、絵画等を学ぶファインアートコース、グラフィックデザイン等を学ぶビジュアルデザインコース、映像表現等を学ぶメディアアートコースに分ける。1クラス40人を3つのコース、1コース当たり12～13名程度に編成するため、少人数でより専門的な内容をしっかり勉強できる環境となり、美術系に興味、関心を持つ生徒は、遠方からも通学してくる。

また、進路状況について、昨年度の国公立大学では筑波大学に1名が合格、進学し、加えて現役合格が非常に難しい東京藝術大学には過年度卒業の3名が合格している。さらに、私立大学では女子美術大学や多摩美術大学、東北芸術工科大学等に数多くの生徒が進学している。高校で学んだことを生かして大学で専門的な内容を勉強し、さらに社会で自分の才能を生かせるようモチベーションを高くして学習に取り組んでいる。さらに、1～3学年まで専門科目が週当たり大体12時間あり、単位数の3分の1程度は美術系の科目を勉強している。加えて、デザイン科学科の生徒全員が美術部に所属しており、授業と連動した形での部活動も可能であるため、芸術に関する様々な内容が学べる点を魅力の一つと感じて、遠方から通学してくるのではないかと思っている。

三村博隆委員

大変充実した内容で特色もあり、芸術系の進路を目指す生徒にとっては非常に魅力的な学校であることがよく分かった。

ただ、やはり遠方からの通学生徒、例えば白河市からの通学では新幹線を利用すると結構な費用がかかると思うが、通学費に対する支援はあるか。

校長

支援はなく、各家庭で負担している。なお、白河市の生徒は新幹線で通学している。在来線だとどうしても倍以上の通学時間がかかり、部活動まで行って帰宅すると21時を過ぎてしまうため、在来線より時間がかからない新幹線を利用している。

山内長委員

「チーム学校」を合い言葉とした教職員一丸での取組に、感謝を述べる。昨年度はコロナ禍で大変な状況だったと思うが、新型コロナウイルス感染症に罹病した生徒や教員はいたのか。また、感染対策にはどのように取り組んできたのか。

校長

今年度、家庭内が感染経路となり教職員1名が陽性と診断された。当該職員は2週間の入院となったが濃厚接触者となった教職員も多数いたため、2日間を臨時休校としている。濃厚接触者は15名いたため、休校後の4日間は、時間を短縮して3時間授業で実施した。ただし、生徒からは感染者が出ていないため、きちんと感染症対策を取って生活していると

実感している。

また、アルコール消毒液も様々な場所に設置して常に手指消毒を行うよう徹底したり、昼休みに注意喚起の放送を流したり、昼食時も黙食とするよう注意を促している。

安部泰男委員

調査資料8ページ、財産管理費のブロック塀緊急対策事業について聞く。当該事業は、地震によって倒壊する恐れがあるブロック塀に対処するため、フェンス新設工事を行ったと理解してよいか。

主幹兼事務長

令和元年度にブロック塀の解体工事を行った後、昨年度、事業実績に記載のフェンス新設工事を実施した。

安部泰男委員

学校の施設内に倒壊の恐れがあるブロック塀はない、と理解してよいか。

主幹兼事務長

当校の施設内にブロック塀はない。

安部泰男委員

校舎の耐震化工事は既に全て完了しているのか。調査資料8ページに記載されている旧体育館等の照明改修工事は、老朽化による改修なのか。それとも耐震化に伴うものか。

主幹兼事務長

体育館の照明工事は、LED化に伴うものである。

安部泰男委員

令和2年度にエアコンの設置が進み、現在は各教室への設置が完了していると思われる。調査資料4ページの高等学校管理費における需用費の支出済額約2,400万円には、エアコンに係る電気代が相当額含まれていると思うが、幾らくらいの金額なのか。

主幹兼事務長

教室として利用している部屋は全部で44室あるが、全室にエアコンが設置されている。ただし、県費による設置及び電気代負担となっているのは特別教室の11室であり、残りの普通教室17室及びその他の教室16室はPTA会費で負担している。これまで県費で設置した11室のエアコンは、昨今の猛暑の影響によるものではなく、かなり前から設置されていたため、電気代がどの程度変わったかは読み取れず金額も示すことができない。

安部泰男委員

昨年度は修学旅行にも新型コロナウイルス感染症の影響があったと思う。調査資料8ページの財務管理費に修学旅行の企画に係る事業実績としてキャンセル料が記載されているが、内容を聞く。また、修学旅行は実施されたのか。

校長

昨年度は修学旅行を中止した。今年度も、本来であれば今まさに修学旅行実施の時期であるが、キャンセル料の関係もあり8月末には延期を決定し、保護者等にも納得してもらった。なお、来年3月中旬の実施を予定している。

安部泰男委員

キャンセル料について、保護者負担は発生しているのか。

校長

昨年度のキャンセル料は全て県教育委員会が負担しており、保護者の負担はない。今年度は1人当たり上限1万2,060円で県教育委員会がキャンセル料を負担する旨の通知が来ている。可能であれば予定通りに修学旅行を実施できる状況になるよう、期待している。

安部泰男委員

GIGAスクール構想による1人1台端末の整備が進んでいるが、インターネット環境の整備状況を聞く。あわせて、

本校における1人1台端末の整備状況も聞く。

校長

本校の場合、1人1台端末は来年度の入学生から導入予定である。原則個人での購入となるが、保護者の収入状況によっては公費負担も想定した上で話が進められている。また、校内のWi-Fi環境は概ね整備が進んでおり、教員もICT教育等で活用しながら授業を行っている。

橋本徹委員

安部委員が質疑したエアコン関係について聞く。33教室分のエアコン費用はPTA会費で負担しているとの説明があったが、要は保護者の負担ではないか。徴収額を聞く。

主幹兼事務長

エアコン費用については、年度初めに大体の経費を積算して会費とは別に集金している。県から半額程度の補助金が出るため、昨年度の生徒1人当たりの負担額は3,100円である。

矢吹貢一副委員長

「チーム学校」を合い言葉に教職員が一丸となって取り組んでおり、また進学率の向上にも努めているとの説明を校長から聞いて大変うれしく思っている。コロナ禍で大変な状況と思うが、生徒たちの将来のためにしっかり取り組むよう願う。

(10月22日(金) 県南地方振興局)

江花圭司委員

局長の説明では、10年前は県内全体への移住が約70世帯であるのに対して現在は約700世帯とのことであった。西郷村の人口が増加していることを見ても、県南地域は県内でも移住が進んでいると考えるが、定住者が増加している傾向等について聞く。

次長兼企画商工部長

県南地方への移住について、昨年度は市町村支援深化事業により各市町村が転入者に対して実施したアンケート等により件数を確認しており、令和2年度の実態は132世帯である。また、県全体の件数については本庁が確認していることから、その集計内容により把握している。

江花圭司委員

次に、概況説明要旨において「巣ごもり需要を見込んだ県南地方特産品のお取り寄せ情報の発信」と記載があるが、どのような方法で行ったのか。

次長兼企画商工部長

昨年度は観光物産支援のイベントや様々な団体が主催するイベントが軒並み中止となり、直接対面での対応が難しい状況であった。そのため、県南地域の観光及びお取り寄せ特産品を観光情報誌やウェブ上へ掲載し紹介するなど、管内事業所に対して販路拡大の機会を提供し、特産品を切り口とした魅力発信を実施した。

江花圭司委員

調査資料21～22ページのサポート事業について聞く。土木部でもサイクリングルートの整備を進めているが、県南地域では東白川サイクリング推進会議による東白川地方自転車活用推進事業、埴町による埴町サイクル・ツーリズム推進事業の2事業に多くの補助金が支出されている。これらの事業はどのような内容だったのか。

次長兼企画商工部長

埴町サイクル・ツーリズム推進事業については、昨年町内で実施されたポタリングはなわやツール・ド・はなわの開催状況を踏まえ、地形や自然をそのまま生かした埴町独自のサイクルツーリズムの推進を図った。また、東白川地方自転車活用推進事業については、サイクリストの走行ニーズが高い東白川郡の4町村が連携し、世界に誇るサイクリング環境の

創出や交流人口の拡大、地域住民の定着促進を目的として、走行可能なサイクリングコースの延長のほか必要な周辺施設や自転車の走行環境、サイクリストの受入環境整備、さらにはサイクリングルート沿線の魅力づくりなどに取り組んだ。

江花圭司委員

両事業とも補助額が高額であるが、福島県地域創生総合支援事業のどの枠を活用して実施したのか。

次長兼企画商工部長

地域創生・市町村枠を活用した。

江花圭司委員

大変魅力的な事業であると思う。

次に、調査資料34ページの産業廃棄物対策費について聞く。施設等の監視指導のため、特定会計年度任用職員を採用して立入検査等を実施したとのことだが、特別な資格の保有者を任用したのか。また、立入検査等の実績が74件であるが、どのような場所を検査したのか。

県民環境部長

産業廃棄物対策費における特定会計年度任用職員2名については、過去に使用され、また保管されているPCB廃棄物が間もなく処分期限を迎えることから、適正な処理を促進するための化学の知識を有する者である。また、不法投棄防止対策費に係る特定会計年度任用職員1名については、不法投棄の現場で様々な相手に対して指導を行うため、県警察から紹介を受けた警察官OBである。

次に、産業廃棄物対策費の立入検査等の実績については、不法投棄の現場を24件、そのほか産業廃棄物関係の処理業者や施設等で不適切な保管のおそれがある箇所を検査している。また、不法投棄防止対策費の巡視実績については、さきに述べたとおり管内の様々な地域を通年で延べ180日巡視しているほか、市町村より推薦してもらった13名の監視員が延べ520日、警備関係の委託業者が延べ119日、合計で年間延べ819回の実績である。

江花圭司委員

現在、県南地域における産業廃棄物の問題が新聞等をにぎわせているが、当該地域へ産業廃棄物が不法投棄される原因について可能な範囲で説明願う。

県民環境部長

今回新聞で報道されたのは、本県を含め3県で不法投棄した者が逮捕された事件である。県南地方は他県との県境に位置し、昨年度発見された不法投棄についても県境の比較的集落から離れた場所で発見されており、県境周辺は他の監視の目をくぐり抜けやすいとの地勢的な問題があることから、毎年不法投棄の報告があると考えます。

橋本徹委員

調査資料36ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調のうち、2-(1)の合同庁舎における電話設備更新工事の処理状況の説明で「大規模火災の影響により」との記載があるが、具体的な内容を聞く。

次長兼企画商工部長

令和2年10月20日に宮崎県延岡市の旭化成エレクトロニクス(株)の工場で発生した大規模火災の影響により、電話交換機及び電話機の納品に不測の日数を要することとなり、当局で設定した工期内の納品が困難となったことから次年度に繰り越したものである。

橋本徹委員

入札により納品業者を決定していると認識しており、納品できなくなった状況に瑕疵はないと思うが、他の業者に変更する考えはなかったのか。

次長兼企画商工部長

当初の入札結果に基づき業務を遂行しているため、当該契約業者からの納品を待つこととなる。

橋本徹委員

江花委員の質疑に関連して聞く。県南地方振興局管内は県内でも特に魅力的な地域だと感じており、先ほど江花委員も触れていたように、自然豊かで首都圏から近く、ゴルフ場等の施設も数多くあることから他県からの人口流入も多いと考える。

調査資料の中では県南地方の魅力を伝えるような広報戦略の事業を確認できなかったが、令和2年度はどのような広報を行ったか。

次長兼企画商工部長

県南地域の魅力発信については、調査資料8～9ページの企画費の地域振興費に記載している負担金、補助及び交付金及び委託料により実施している。

まず、負担金、補助及び交付金ではサポート事業により各地域の振興に関わる団体を支援するとともに、各団体の力を借りて魅力発信を実施している。

次に、委託料では4つの地域経営事業を実施している。1つ目は、「しらかわスタイル」地域体験型インターンシップ創出事業である。関係人口セミナーの開催や地域のコンサルティングにより地域のよさを発掘した上で、関係人口の必要性や重要性などを理解してもらうため首都圏在住者とオンライン等を通じた意見交換などを実施している。

2つ目は、地域の魅力発信事業である。当該事業は地場製品の生産者、地域づくり活動を行う人、県南地域に結びつく人そのものに焦点を当て、生産者等とのつながりや絆を通して、魅力を発信し、交流を図ることを目的としている。

3つ目は、“しらかわで働く若者未来図”しらかわ産業人材確保事業である。当該事業は地域の新規高卒者を対象にオンラインの工場見学を行うものであるが、オンラインで実施する内容であるため県外在住者についても県南地域の企業見学との位置づけで参加することが可能であり、魅力発信の一つと考える。

4つ目は、インバウンドの観光誘客に向けた取組である。現在は新型コロナウイルス感染症の影響で来県が困難な状況だが、ターゲットにしている台湾、香港、中国等に対してオンラインやウェブマガジン等を活用し、新型コロナウイルス感染症終息後に来県してもらえよう、魅力を発信している。

橋本徹委員

隣接する栃木県那須地方と比較すると白河地方も同等の魅力を有しているとは思いますが、どうしても那須地方へ観光客が流れているように見えてしまう。

コロナ禍でなかなか思うようにはいかないこともあるが、首都圏から近い立地条件であること、さらに隣接する石川町ではゴルフ場でのワーケーションを始めたとの話も聞いていることから、引き続き那須地方に負けない観光振興を要望する。

三村博隆委員

各委員からの質疑等でコロナ禍にあっても移住、定住の推進にしっかり取り組んでいることを認識したところだが、県南地域に実際に住むとなれば地域産業の振興は重要な部分である。局長の説明において、「地域産業の振興及び人材確保対策につきましては、計画的な企業訪問により、各種支援制度の周知やニーズの把握・対応に努めました」とあるが、コロナ禍にあっては企業訪問も難しかったと考える。

県南地域における地域産業振興や人材確保の現状について、また、企業訪問を行うに当たって気をつけた点があれば聞く。

次長兼企画商工部長

まず、地域産業について、県南地域は製造業が非常に多いほか、地域における若年層の人口割合は他の地域と比較すると高い状況にあるものの、若者の人口流出が増えている。また、15歳以上の労働人口を見ると近隣地域や他県への流出が多くなっていることから、若者の人材確保が必要な状況であるが、求人に対して求職の割合が低い状態である。特に、中小企業は求人を行っても応募者や求職者が不足しており、希望人数を確保できず、外国人技術研修生に頼らざるを得ない状況である。先ほど説明した魅力発信の説明と重なるが、この対策として、将来職業を決める年代の高校生や試験的に中学

生の若い世代を対象としてライブ工場見学の事業を実施し、製造業、そして県内企業の魅力を確認、体験してもらうこととしている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により当該事業については事業内容を組み直しているため、年度途中からの実施となっている。

次に、企業訪問について、令和2年度の件数は54件である。3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で自粛したため件数は伸びていないが、訪問時は企業の経営状況、求人状況などを確認し、丁寧な対応を心がけた。また、昨年度は福島イノベーション・コースト構想推進機構やふくしまロボット産業推進協議会との合同訪問時に各種支援の情報提供を行い、企業のビジネスチャンスが広がるよう、新産業参入への提案を実施した。

三村博隆委員

このコロナ禍でも、様々な努力をしながら進めていることを理解した。実績については着実に上げてもらうよう、引き続き尽力願う。

次に、局長の説明において、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難者に対しては納税の猶予制度の適用を進めるとのことであり、調査資料36ページの処理状況の中で、令和2年度の収入未済額は特例制度の新設に伴い前年度よりも6,400万円増加したとの記載がある。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度の概要及び徴収猶予の特例制度を除いた未済額の状況を説明願う。

県税部長

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度は、納期限が令和2年2月1日から翌年2月1日までの期間にあり、事業収入がおおむね2割以上減少した場合に1年間認められるものである。

令和2年度の許可件数は51件、2億1,400万円で、このうち繰り越した分は6,700万円である。未済額の繰越額は総額で2億8,800万円となる。収入未済額は昨年度よりも6,400万円増加しているものの、今ほど説明した6,700万円の徴収猶予分を勘案すると若干ではあるが減少しており、徴収率についても0.03ポイント上昇した。

三村博隆委員

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の周知を図りながら業務を進める中、コロナ禍にあっては徴収事務も難しいと思うが、成果が上がっていることに感謝する。今後ともよろしく願う。

次に、調査資料24ページの納税証明手数料について、前年度と比較して1,000件近く増加している要因を聞く。

県税部長

入札参加資格制度の更新が2年に1度行われており、令和2年度については更新年度に該当していたため件数が増加したものである。

山内長委員

調査資料2～5ページ、令和2年度の収入未済額約3億1,936万円のうち徴収猶予等が約6,898万円であるが、内容について詳しく説明願う。

県税部長

徴収猶予等の内訳については、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の猶予分として36件、約6,700万円である。そのほか、農業振興公社の整備事業取得に関する不動産取得税分が1件で2万2,000円、住宅用土地の減額予定に係る分が1件で4万5,000円、農地等の生前一括贈与分が41件で182万4,000円である。

山内長委員

調査資料2ページの県税の欄を見ると個人県民税の徴収猶予分はないものの、滞納繰越額が増えており、法人事業税においては約4,500万円の猶予分が計上されている。これらの状況について説明願う。

県税部長

個人県民税は、市町村にて賦課徴収を行っていることから、調査資料には徴収猶予額が計上されていないが、繰越分の徴収猶予額は約280万円と聞いている。また、法人については企業業績がかなり悪化しており、業種別に述べると旅客運送業、ホテル、ゴルフ場、パチンコ店、製造業、教習所、飲食業など新型コロナウイルス感染症による影響が大きかった企業から徴収猶予の申請がなされている。

山内長委員

調査資料3ページの上段、ゴルフ場利用税について聞く。現年課税分の収入未済額全額が徴収猶予となっているが、特別な状況があったと考えてよいか。

県税部長

ゴルフ場については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用客の減少に伴い申請されたものである。

江花圭司委員

地方創生総合支援事業（サポート事業）で補助を行っているサイクルツーリズム関連事業について、各町村の自己財源の内容を聞く。

次長兼企画商工部長

手元に資料がないため詳しい内容は答弁できないが、申請書類を確認する限りでは各申請団体の自主財源や参加者の参加費を財源としている傾向である。

江花圭司委員

県南地域の市町村の動向として、自己財源の確保に向けて各自治体が横のつながりで連携している事例はあるか。

次長兼企画商工部長

手元に資料がないため、後ほど答弁したい。

矢吹貢一副委員長

それでよいか。

江花圭司委員

よい。

矢吹貢一副委員長

それでは後ほど答弁願う。

（10月22日（金） 県南農林事務所）

江花圭司委員

調査資料20ページ、農業総務費の農林水産物等緊急時モニタリング事業について聞く。事業実績の計713点について、恐らく検出はないと推察するが、検出状況を説明願う。あわせて、今後の方針があれば聞く。

農業振興普及部長

令和2年度は基準値を超過した事案はない。県としては、令和3年2月現在において累計1万5,037件を検査してきたが、今後も継続的にモニタリングを行う方針としているため、県内外に安全性を示す手法として継続していくであろうと認識している。ちなみに野菜及び果実は平成24年度から、穀物は26年度から基準値を超過した事案はない。

江花圭司委員

私が住んでいる会津地域も含めてキノコの栽培、収穫に携わる関係者等から摂取制限及び出荷制限の解除について要望があったと思うが、それに対しどのように対応しているのか。

森林林業部長

出荷制限解除に係る取組については、森林林業部所管は特用林産物である山菜やキノコ等が該当するが、解除に当たっ

ては3年間基準値以下で低下傾向にあること、原則60検体を測定することが定められている。現在、継続して検査を行っている中で、埴町のタラの芽と鮫川村のモミジガサは放射性物質濃度の低下が認められているため、これらは来年度の解除に向けたモニタリングの実施を考えている。

江花圭司委員

ぜひ来年度の解除に向けて準備するよう願う。

次に、調査資料に記載されている森林や治山施設、林道等の山に関係する様々な整備事業について聞く。昨年度からウッドショックの影響もあるが、林業関係の地元業者の育成に関してどのように取り組んできたのか。

森林林業部長

内容を確認するが、山関係の業者でよいか。

江花圭司委員

山関係と建設業関係の両方である。

森林林業部長

まず林業事業体に係る担い手の育成については、県の森林整備担い手対策基金を活用し、新たな担い手の就労を促進するため、雇用主に対する賃金の一部助成を行っている。あわせて、新規就労者にとって必要な資格の取得に係る研修費用等や、退職金共済や雇用保険、労災保険等の社会保障の充実に係る助成を行っている。

なお、担い手には若い世代の存在も重要であるため、高校生や教員等を対象にした林業の現場見学会を毎年開催し、林業分野における就業希望者の裾野拡大や理解促進を図っている。

建設業者については、やはり若者世代が建設業に就職してこないため、非常に困っている状況である。県としても、ICT施工や働き方改革等で協力しながら担い手の雇用促進につなげていきたいと考えている。

江花圭司委員

農業土木という言葉があるように、今後は山における土木分野が重要になってくる。整備や災害復旧を必要とする林道も多数あると思うため、農業土木の人材育成もよろしく願う。

関連して、調査資料18ページの証紙収入状況調について聞く。木材業者等登録申請手数料（木材業者）の件数が前年度16件から23件に増えているが、育成の効果が出た結果なのか。

森林林業部長

木材業者等登録申請手数料（木材業者）については、製材業者が新規登録から3年を限度に更新を行っており、山関係の業者そのものの増ではない。

橋本徹委員

所長の概況説明において、「トマトのかん水同時施肥システムやキャベツの機械化体系などの実証を行い」と述べていたが、実証の結果を聞く。

農業振興普及部長

今年度からスマート農業としてトマトのかん水同時施肥システムの実証に取り組んでおり、結果は現在取りまとめ中である。キャベツ栽培の大規模化における機械化体系については、全自動の野菜移植機と収穫機を活用した実証を行った結果、移植機は約50%、収穫機は約57%の作業時間削減が実績として確認されている。

橋本徹委員

今の説明では省力化が図られているようだが、現段階の状況で構わないので本格導入に向けて見えた課題等を聞く。

農業振興普及部長

高額な機械が多く費用対効果がネックとなり、大規模農家や法人でなければ機械の導入は難しいと考えられる。一方、小規模農家でも簡単に導入できる水管理システム等は数万円で販売されており、水管理等に要する作業時間の大幅な削減効果も期待されているため、引き続き実証を行い、他の農業者にも見てもらいながら導入を進めていきたい。

橋本徹委員

担い手の高齢化もあるため、補助等を検討しながら進めるよう願う。

次に、概況説明要旨の「地域産業6次化商品のゴルフ場での利用促進や量販店での販売会を実施し、販路拡大を支援しました」は57万5,000円の事業費で実施したとのことだが、PRの具体的な内容を聞く。

企画部長兼地域農林企画課長

県南地方は高速道路等が整備されて交通アクセスがよい点が特徴であり、県内外問わず様々な地域からゴルフ場利用者が訪れているため、ゴルフ場内のレストランやゴルフコンペの景品等への利用に向けたPRに取り組んだ。具体的には、6次化商品の一つであるサラダドレッシングをレストラン内のテーブルに設置したり、トマトソースを使用したパスタをメニューに加えてもらい、レストランで提供したことなどによりPRした。ゴルフ場の利用者からは「購入したいが、どこで販売しているのか」との声や、地元の利用者からは「すぐ近くで購入できたことは知らなかった」との声を聞いており、好感触な反応があつてよかったと思っている。

また、ゴルフ場からも商品を販売したいとの声があり、実際の販売にもつながっている。量販店での販売会は、新白河駅付近のイオン白河西郷店である。販売会を5日間開催し、計18の参加出店者によるスイーツ、ジャム、ビール、ソーセージ等113品の販売支援を行った。出店事業者からは「購入者の表情を見ながらの販売は非常にありがたかった」、「商品が売れて自信が持てた」との反応があつた。

橋本徹委員

よい取組であるため、ぜひとも様々な商品を開発して県南地方の魅力をPRするよう期待する。

次に、調査資料2ページの財産収入について、予算額を収入済額が大幅に上回っている理由を説明願う。

次長兼総務部長

調べて後ほど説明したい。

矢吹貢一副委員長

後ほど説明願う。

橋本徹委員

調査資料21ページの福島県営農再開支援事業費について聞く。震災から10年が経過している中、放射性物質吸収抑制対策として3,490万5,000円の事業実績があるが、放射性物質はほとんどないのではないか。当該事業実績の内容を聞く。

農業振興普及部長

先ほどのモニタリング事業関係においても説明したが、作物から基準値の超過は検出されていないものの、土壌にはまだセシウムが残っている。そのため、吸収抑制効果のあるカリを散布してセシウムの吸収を抑制する対策を当該事業で支援している。すでに大部分の地域ではカリ散布が不要だが、一部地域ではカリの散布継続が必要であるため、カリ散布費用の支援を継続している。

橋本徹委員

抑制対策を行う上で設定されていると思われる、土壌中のセシウム濃度の基準を聞く。

農業振興普及部長

稲作等においては、基本的にセシウム濃度よりもカリの含量が重要である。乾土100g当たり25mgを超過していれば、カリによるセシウム吸収抑制対策として有効であることが判明しているため、25mg以上のカリ含量を目標に散布している。

所長

先ほど橋本委員から質疑があつた、調査資料2ページの財産収入の収入済額が予算額を大幅に上回っている理由について説明する。県行造林における収益分収契約が満期を迎えたため、評価して樹木を売り払ったところ約2,000万円の収入となった。実際に売り払わないと価格が判明しないため、予算現額は存目計上で1,000円とした結果、収入済額との大きな乖離が生じた。

三村博隆委員

所長の概況説明要旨における1つ目の柱である「森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進する「ふくしま森林再生事業」により、震災前の約8割まで森林整備面積が回復してきている」について聞く。当初策定した計画等があると思うが、その中における進捗状況及び今後の見通しを聞く。加えて、まだ回復していない部分において地域間の隔たりがあれば、その要因を聞く。

森林林業部長

森林整備について、震災前は約891haあった整備実績が平成25年度には約360haまで落ち込んだ。その後令和2年度には730haまで回復しており、これが震災前の約8割に当たる。今後の見通しについては、昨年度に森林再生事業の見直しを行い、今年度以降は森林の線量が毎時0.1 μ Svを上回る森林を重点地域とし、当該地域を中心に事業を進めている。

三村博隆委員

引き続きよろしく願う。

次に、調査資料に幾つか記載がある集落排水事業について聞く。例えば調査資料48ページには農業集落排水事業、農業用施設の機能診断を事業内容として中島村及び矢吹町に補助を行っている。さらに、同資料55ページには下水処理施設関係の整備であろう事業が記載されているが、これらの関係性を聞く。

農村整備部長

農業集落排水事業については、管内の大部分である51地区で整備が完了している。その中には昭和や平成初期に整備された設備もあり、そろそろ更新時期が近づいている実情もある。集落排水事業については、まず機能強化として調査資料48ページにある機能診断によって、適時適切な更新や保守を行い、その診断に基づき工事を実施していく。調査と工事に分けて進めている事業である。

三村博隆委員

今の説明で理解した。土木部が所管かもしれないが、農業集落排水と流域下水道の接続に係る実証実験が行われていると聞いた。把握している範囲で内容を説明願う。

農村整備部長

人口減少の進展により、施設整備が当初の想定よりも縮小される箇所が多くなると、流域下水道との統廃合による整備の検討も考えていくよう最適整備構想の策定が求められてくる。流域下水道と一体で進めていく地区等もあるのが現状である。

三村博隆委員

今後進めていく構想だと思うため、引き続きの尽力を願う。

次に、調査資料22ページの鳥獣害対策費について聞く。野生鳥獣による農作物等被害の軽減と記載があるが、生活環境部が委託で実施している指定管理鳥獣捕獲等事業との違いを聞く。

農業振興普及部長

生活環境部は生息数調整の観点から、農林水産部は農作物の被害防止の観点から、有害鳥獣の捕獲を行っている。農林水産部では鳥獣被害防止総合対策交付金によりイノシシ捕獲等を行う市町村に補助を行っている。なお、令和2年度におけるイノシシの捕獲頭数は626頭である。

三村博隆委員

事業実績として白河市ほか4町村との記載がある。白河市以外でもイノシシによる被害は深刻であり、農業を続けていく中で気持ちが折れるとの話を聞いているが、白河市以外の4町村はどこか。

農業振興普及部長

棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村である。

三村博隆委員

白河市以外は東白川郡のようだが、自治体からの申請等を受けて補助を行うのか。

農業振興普及部長

当該事業は自治体ほか、各市町村の鳥獣被害防止対策協議会からの申請を受け、自治体で計画している目標捕獲頭数を対象としている。電気柵の設置等も対象である。

三村博隆委員

被害を受けた話を年々多く聞いているため、引き続きの対策を願う。

最後に、調査資料20ページの学校給食等産地推進事業について聞く。学校給食における県産農林水産物活用等に補助金を交付として、8市町村、39小中学校の実績が記載されているが、地元で生産した野菜等の農林水産物を地元で消費するのが何よりである。また、外にPRするに当たっては地元のよさを知ることが重要だが、その上で当該事業の実施は大変ありがたいと思っすばらしいと思っているため、事業内容をもう少し詳しく説明願う。

企画部長兼地域農林企画課長

当該事業は、県産の農林水産物を使用した給食提供の食材購入費に対する補助を行っている。管内の全55校のうち39校で実績があり、約71%の小中学校で当該事業を活用してもらっている。当該事業における地元産の食材使用率は、例えば白河市なら白河市産の食材使用は約57%、県産の食材使用率は約97%と、ほとんどが県内産の食材を使用している。

また、教育庁の調査によると全県下の地場産食材使用率は約44%であるが、県南地域は約48%と比較的高めで、微増ながらも年々上昇している。

(10月22日(金) 白河警察署)

江花圭司委員

署長説明で触れていた、刑法犯の認知件数が前年比で100件減少したこと、そしてサイバー犯罪等対処能力技能競技会で県下ナンバーワンの成績を収めたことは優れた結果だと思うが、どのような取組が結果につながったのか。

署長

刑法犯の認知件数を削減する特効薬はなく、また、警察官だけでできるものではない。地域住民、ボランティア、各自治体等との連携や協力のほか、日頃からの地道な防犯パトロールや広報啓発等が功を奏したと考える。

サイバー犯罪に対処できる人材育成については、私自身江花委員と同意見であり、県内33所属中第1位の成績を収めたことはすばらしい結果だと感じている。受験者が警察本部内にあるサイバー犯罪対策室から提供される資料等をよく理解し、一生懸命勉強したことのほか、本署としてもバックアップする体制で指導を行ったことなどが結果につながったものとする。

江花圭司委員

本県のサイバー犯罪への対応は、全国的にもまだ劣っている状況と考えられるため、モデルとなるような事例は県警察本部とも共有し、今後も引き続き頑張ってもらいたい。

橋本徹委員

調査資料2ページの財産収入について、土地及び建物貸付料が合計で約800万円あるが、内容を聞く。

会計課長

建物貸付料の内訳については、自動販売機分で203万5,000円、そのほかは公舎入居料である。

橋本徹委員

白河警察署管内は、栃木県との県境に位置しているため広域犯罪が懸念されると思うが、他県警察との連携内容を説明願う。

署長

委員指摘のとおり、本署の管轄区域は関東圏と隣接しているほか、道路網の大動脈である高速道路や国道4号が通っているため、他県からの流入が多い状況であり、窃盗による犯罪の場合、栃木県民が犯人として捕まる場合もある。また、他県警察との連携であるが、直近では西郷村の赤面山に不法投棄された事件の捜査を栃木県警等と合同で行っているほか、那須塩原市に暴力団関係の事務所があるため、組員の情報を共有し、連携を図っている。

橋本徹委員

本地域特有の課題等があるかと思うが、今後も署長をはじめとして連携を図りながら対応願う。

次に、少子高齢化の影響により防犯団体や交通安全三団体についても高齢化の問題があると考えますが、白河警察署としてこの問題に対して取り組んでいる事例があれば説明願う。

署長

委員指摘のとおり、防犯ボランティア、交通ボランティアの高齢化や担い手が不足している状況であるが、この状況を変えていかなければならないため、常日頃から地道にボランティア活動が可能な者を発掘している。また、ボランティア活動が可能な者を見つけるには人とのつながりが大事であり、様々なボランティア活動を行っている者の紹介を受けながら後継者の発掘に努めている。

山内長委員

調査資料4ページの不用額176万4,613円について、一般警察活動費及び刑事警察費の役務費の割合が多いが、これらの内容を聞く。

会計課長

一般警察活動費の役務費については留置人の医療費、刑事警察費の役務費については、検視に伴うCT撮影手数料の不用残額である。

山内長委員

次に、調査資料14ページの刑事警察強化費について、決算額275万6,000円の実績として犯罪捜査用消耗品の購入等とあるが、どのような物を購入したのか。

刑事課長

購入した消耗品は、犯罪捜査に関する各種資料等である。

山内長委員

資料とのことであるが、署内で使用する用紙類等との理解でよいか。

署長

用紙類のほか、捜査用の手袋等、その他様々な物品が含まれている。

山内長委員

署長説明では県内初のおおりに、妨害運転を検挙したとのことであり、検挙に当たっては車載器の映像等が証拠になるとの報道もされているところであるが、映像等の証拠がない場合の検挙は困難なのか。

交通課長

昨年、当署管内であおり、妨害運転を検挙しているが、妨害したとの事実行為を客観的に判断することが一番重要である。そのため、ドライブレコーダー、防犯カメラ、第三者の目撃者などが重要であり、これらが無い場合において供述のみで検挙することは困難であることから、我々は科学的な捜査で立証していく必要がある。

(10月22日(金) 福島空港事務所)

橋本徹委員

先ほど入札不調と説明していた調査資料4ページの工事請負費における4億590万2,900円について、不調の原因及びそ

の後の顛末を聞く。

所長

不調になったのは誘導路の舗装を補修する工事であり、予定価格の超過が原因である。その後、設計内容の整理等を行った結果、昨年12月に契約締結となり、繰り越して工事を実施している。

橋本徹委員

所長の概況説明要旨でテレビ受信障害対策に触れていたが、その障害は以前から発生していたのか。長年の懸案事項で、昨年度に更新したのか。

所長

テレビの受信障害は、航空機の離発着時に電波が航空機に当たり反射することが原因で、周辺の家屋のテレビ画像等ですれや遅れが発生する事案である。この障害は開港当時から発生しており、かつ当空港だけで発生するものではない。対応として電波障害の対策工事を実施しているが、現在は過去に整備した設備の更新を計画的に行っている。

橋本徹委員

空港周辺の住宅に与える影響は解消されたのか。また、飛行機の離発着に及ぼす影響を最も懸念するが、それはなくなると理解してよいか。

所長

周辺住民には適切に対応している。日々不具合が発生する場合もあるが、その都度丁寧に対応して速やかに修繕を行っている。また、航空機に対する影響は聞いていない。

江花圭司委員

調査資料を見ると空港でも鳥獣害が発生しているようで意外に思ったが、鳥獣害対策はどのように行っているのか。また、駆除に際しては須賀川市や玉川村のみならず広域圏で連携を図り鳥獣害対策を行っているのか。

所長

鳥獣駆除については、航空機に悪影響を及ぼす観点から当空港の制限区域の外周全てに柵を設置しており、人間はもちろん動物も侵入できない対策を講じている。当空港において最も多い業務は、離発着時に飛行機へ衝突したりエンジンに吸い込まれる鳥の駆除である。大事故につながるため、1時間に1回空港周辺の場周道路をパトロールカーで巡回し、鳥が飛んでいけば散弾銃等で追い払う作業を行って航空機に当たらないよう対策している。また今年度はないが、過去にはタヌキ等が柵の下を潜って侵入してくる事案もあった。その対策については、籠の中に餌を置いて仕掛けるトラップを設置し確保しているが、周辺市町村と一緒にイノシシや熊等を駆除するものではない。

江花圭司委員

次に、概況説明要旨2ページの未供用地の活用について、「須賀川シニアリトルリーグや自転車散策などで利用いただきました」と記載があるが、詳細を聞く。

所長

まず須賀川市のシニアリトルリーグチームだが、未供用地内の広場を、主に朝や日中に野球の練習などで利用している。また、自転車散策については、現在玉川村が自転車を活用した村づくりを積極的に進めており、空港公園の未供用地を活用したコースも設定されている。自然の中をマウンテンバイク等の自転車で散策できるため、健康づくりにつながる取組としても実施している。

江花圭司委員

会津地方でも、県道を活用した自転車の利活用推進や、スキー場での自転車関係の大きな事業を行っていた。自転車乗りの間でも、空港で自転車に乗れるとの話が共有されたこともある。ダウンヒル、ヒルクライム等の様々な自転車競技もあるため、プロを招いた大きな大会が開催された際は、私もぜひ参加したい。

三村博隆委員

新型コロナウイルス感染症の影響で空港の活用促進も大変だと思うが、空港公園についても難しい問題があると感じる。調査資料2ページの都市公園使用料について、調定額及び収入済額が21万3,840円と記載あるが、例年と比べてどのような状況なのか。

所長

まず空港公園の利用状況だが、令和2年度における利用客数は約43万人、コロナ禍前の令和元年度における利用客数は約52万人であった。新型コロナウイルス感染症等の影響による減少と考えるが、約10万人の減少に至った。

なお、調査資料2ページ、都市公園使用料の収入済額21万3,840円は、公園内の売店や自動販売機の設置に係る土地使用料であるため、コロナ禍前と変わらない状況だと思う。

三村博隆委員

昨年度は約43万人の利用者があったとの説明だが、内容を聞く。

所長

利用者のほとんどは散策である。特に空港前のフロントエリアは、天気の良い日は花などがきれいに映え、多くの利用者が見に来る。そのほか、公園内には緑のスポーツエリアとして、テニスコートや多目的運動広場、フットサルコート等の施設があるため、ある程度まとまった利用者がある。ただし、このエリアは新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者が多い大会が中止や延期となる等の影響が出た。

三村博隆委員

屋外もなかなか厳しい状況だと理解した。引き続き安全に活用できるよう、よろしく願う。

次に、概況説明要旨の「感染拡大防止対策を講じながら、地元小学生などを対象としたバックヤードツアーの受け入れ」について聞く。この説明を聞いて、会議室に来る途中で見かけた幼稚園児と保護者らしき人々はバックヤードツアーの参加者なのかと思ったが、このツアーでの受入れ人数を聞く。

所長

先ほど見かけた幼稚園児等も、バックヤードツアーの参加者である。空港内には許可を持つ者しか入れない制限区域や滑走路に子供たちを案内し、場内を一周したり、緊急時に配備されている大きな化学消防車を見学してもらうバックヤードツアーを実施し、空港に親しみを持ってもらえる取組を行っている。昨年度は、ツアー1回当たり20人以下の少人数で、かつ10回程の実績である。3密にならないよう配慮しながら、今年度も取り組んでいる。

三村博隆委員

コロナ禍で厳しい状況だと思うが、子供たちが航空産業等に興味を持てるような企画なども検討するよう要望として述べる。

山内長委員

空港公園に関連して聞く。概況説明要旨に記載されているテニスコートの人工芝改修に関係するが、把握している範囲で構わないためテニスコートの利用状況を聞く。

所長

テニスコートは全部で8面あるが、昨年度の利用者は約2万人である。

山内長委員

テニスコートの利用時に料金はかかるのか。

所長

料金はかかる。

山内長委員

承知した。

次に、調査資料7ページの空港事業費5,124万2,000円について聞く。この事業費は、概況説明要旨で触れていた国の基

準改定に伴う滑走路端安全区域（R E S A）の拡張に係る測量関係の費用だと思うが、急を要する工事ではないのか。期限が決まっている工事なのか。

所長

国からは、令和8年度までに整備を完了するよう指導されている。

江花圭司委員

昨年度、エアレース・パイロットの室屋義秀氏を招いた勉強会があった。その際に室屋氏から福島空港との連携について話があったが、同氏と連携して実施した事業はあるか。

所長

2019年度に開催した福島空港空の日フェスティバルにおいて、レッドブルエアレース・パイロット室屋義秀パネル展を実施したことがある。

安部泰男委員

先ほど質疑があったR E S Aだが、もともと航空機がオーバーランした際に損傷等を軽減するための設備はなかったのか。

所長

空港建設当時は、国の基準である40mに基づき整備した。しかし、平成25年度に改定された基準では、当空港の場合は90mの長さが必要となったため、50m延伸すべく令和8年度に向けて拡張工事を実施する予定である。

安部泰男委員

次に、調査資料2ページの空港使用料について聞く。新型コロナウイルス感染症の影響で利用客が大きく減少し、航空各社に対して利用料減額の措置を取ったと思うが、昨年度の利用料を聞く。

所長

着陸料の全額免除等を盛り込んだ福島空港条例の一部を改正する条例の議案を令和2年9月定例会で提案しており、議決を経て施行している。なお、昨年度の空港使用料に係る収入済額約290万円は、定期便ではなく小型機の着陸料である。

安部泰男委員

次に、調査資料8ページに空港管理運営（消防警備）委託として、福島空港消防警備業務の実績が1億3,506万5,000円とある。一方、同10ページに空港維持補修（消防警備）委託として、福島空港消防警備業務の実績が601万9,000円とあるが、違いを聞く。

所長

安部委員が述べた2つの委託業務については、両事業費を一本化して消防警備業務として委託している。福島空港消防警備業務の約1億3,500万円と福島空港消防警備業務の約601万円、計約1億4,000万円を委託料としている。

安部泰男委員

消防警備業務と航空灯火施設点検に係る業務は、一括して警備業者に委託実施しているのか。

所長

消防警備業務は共栄セキュリティーサービス（株）に、約5,400万円で委託実施の航空灯火施設点検等に係る業務は航空灯火に詳しい（株）ハブマックに委託している。

橋本徹委員

空港使用料は確か減免されていたはずなのに、なぜ収入済額として記載があるのか疑問を持ったが、安部委員への答弁内容で納得した。

私は空港における維持経費はもちろん必要と思っているが、着陸使用料などの収入を増やして収支差をほとんどない状態にすることが空港本来のあるべき姿ではないかと考えている。福島空港と同じような形態を取っている他県の空港と比較すると、県費の持ち出しが結構多いように思う。例えば隣県の茨城空港や仙台空港と比較すると、どのような収支バラ

ンスとなっているのか。把握していれば説明願う。

所長

コロナ禍以前の令和元年度の内容となるが、当空港の収支状況については収入が約8,700万円に対し支出が約7億円であり、約6億円の差が発生しているのが現状である。他県の空港の収支状況までは把握していない。

橋本徹委員

支出が収入を約6億円上回っている状況とのことだが、その差を圧縮していくのが使命ではないかと思っている。コロナ禍による定期便の減便や震災と原発事故による国際便の減便等も続いているが、一つ一つの回復が重要かと思うため、アイデアを出しながら引き続き取り組むようよろしく願う。

(10月25日(月) 県中流域下水道建設事務所)

江花圭司委員

調査資料8～9ページ、松浦商事(株)や(株)あいづダストセンターなど、会津方部の業者が入札に参加しているようだが、当該事業者が県中地区管内の入札に参加する理由を聞く。

所長

県中浄化センターでは1日約90tの汚泥が発生し、全量を場外搬出しているほか、日によって100Bq超の放射線を含んだ汚泥が発生する状況であるため、対応可能な業者のうち(株)あいづダストセンターを契約相手方として決定したものである。また、管渠調査業務は密閉空間での作業が伴うとともに、下水道汚泥から発生する硫化水素による事故が懸念されるため、専門資格や技術力が必要であり、必要資格等の条件を満たした業者のうち、松浦商事(株)を契約相手方として決定したものである。

江花圭司委員

専門知識や技術力を必要とすることは理解したが、会津地方の業者が参加する理由としては県中地区の汚泥搬出量等が多いこと、専門業者が少ないことが原因との理解でよいか。それとも、入札不調等が原因で会津地方の業者が参加しているのか。

所長

入札不調が原因で会津地方の業者が参加しているわけではない。業者の選定に当たっては基本的に専門的知識を有することに加え、汚泥処理能力の有無を踏まえて判断している。その中でも、放射性物質を含んだ汚泥処理が可能との返答があった5社と契約している。なお、処分量は約90tと非常に大量であり、1社が全て請け負った場合許容量を超えてしまう恐れがあるため、放射線量に応じて5社に振り分けながら処分を行っている。

江花圭司委員

次に、調査資料1ページの職員数調に病気休暇1名、病気休職1名と記載あるが、その原因及び現状を聞く。

所長

2名とも手術等が必要な疾患を患っていたため病気休暇、病気休職を取得していたが、現在は復帰し通常業務に従事している。

橋本徹委員

江花委員の質疑に関連して聞くが、専門的知識や技術を要するため随意契約による契約が多いのか。

所長

下水道汚泥の搬出関係業務やセンター内の維持管理業務は、随意契約による契約方式としている。まずセンター内の維持管理業務委託について、処理場内の配置を含めた状況把握が十分にできること、また下水処理に係る豊富な知識を要することから対応可能な業者は限られており、かつ応札業者がテスコ(株)のみだったため当該業者と運転管理業務等を含

めて5年間の契約を締結している。

また、汚泥の収集運搬業務については先ほどの説明と重複するが、放射性物質を含んだ汚泥処理が可能な業者は5社であり、業者に応じて受入れ可能となる汚泥の放射線量は異なるため、各業者と年間処分量等を決定しながら契約を締結している。

橋本徹委員

次に、事業の整備状況について聞く。下水道や上水道の整備については拡大から維持管理へとシフトしている状況であり、今後は長寿命化対策が大変重要になると考える。所長の概要説明の中では各処理区の実業に対する整備率は55～88%とのことであるが、100%に向けてはどのような見通しか。

所長

人口減少の影響で現在よりも汚水が増加する可能性が低いこと、節水型トイレの開発により汚水量も少なくなっていることなどから、現段階では各処理区で新たな施設を拡充する計画はないが、県中浄化センターは供用開始から34年が経過しており、至るところで設備等の改築や更新が必要な状況である。

下水道施設は24時間365日稼働しなければならず、設備等が壊れてから更新するわけにはいかないので、更新に当たっては、日々の点検を小まめに行いながら投資額が大きくなる前に計画的に実施している。

なお、道路や河川等の事業と同様にストックマネジメント計画を作成し、それに基づいて国に交付金を要望するとともに、経費節減に努めている。

橋本徹委員

最近DXが話題になっているが、上下水道などの維持管理があつてこそそのデジタル化だと思うため、今後とも定期的な点検をよろしく願う。

三村博隆委員

橋本委員の質疑に関連して聞く。概要3ページ、県中処理区における事業の整備状況の全体計画欄に処理能力約18万 m^3 /日、事業計画欄に約16万 m^3 /日との記載があるが、これはどのような考え方の数値なのか。

所長

全体計画と事業計画の考え方について、処理場を造る場合は、まずその区域の人口や処理人口が将来的にどの程度の規模になるかを見越した上で全体計画を作成する。

次に、事業計画については、流域下水道の整備が完了しても公共下水道が接続されなければ処理ができないことから、公共下水道の整備状況や市町村の実際の人口状況を踏まえた上で一定期間の計画を作成し、設備等の整備を進めていく。

また、整備率については、その事業計画に合わせた規模から実際の設備の整備進捗に応じて算出している。

三村博隆委員

先ほどの所長説明によれば、人口減少の状況下では新たな敷設は住民の負担が増加するため難しいとのことだが、集落排水等を接続する事例もあると聞いている。

令和2年度の整備状況における進捗率を聞く。

所長

整備率については、当事務所の概要に記載されている内容が直近の状況であり、現在は設備の拡充を行っていないため、今後数年間は同様の状況が続くものとする。

下水道事業には農業集落排水事業のほか、し尿処理事業があり、国土交通省においては各汚水処理の統合化に向けて検討を進めているところである。また、現在、本庁の下水道課では、し尿処理と下水道を統合し、広域化が可能かどうかの調査と併せて市町村から意見を聴取している。

さらに、この検討の中には当事務所の県中浄化センターの広域化に向けた調査が含まれており、今後は市町村の意見を聞きながら検討を進めていきたい。

山内長委員

様々な理由から随意契約での対応を要する業務があると思うが、契約価格の適正性を判断する基準は何かあるか。

所長

汚泥処分契約の手続を例に挙げると、選定業者に対して事前に仕様書等を配付し、業務内容を確認してもらった上で見積合わせによる随意契約により請負業者を決定している。

なお、汚泥等の処理業務については毎年処分が発生し、年度ごとに価格は上下するものの、その中で価格のチェックを行っている。

山内長委員

なかなか難しい部分はあると思うが、価格のチェックは大切であるため引き続きよろしく願う。

江花圭司委員

汚泥の搬出先は事務所で指導しているのか。それとも業者一任なのか。

所長

汚泥の搬出先は、受託業者が所有する場所であることを前提としている。例えば（株）あいづダストセンターは自社が所有する場所へ、日本環境（株）はコンポスト化を図っているため、その処理を行う場所へそれぞれ直接搬出している。

江花圭司委員

白河市の分も搬出しているのか。

所長

各自治体で汚泥を搬出してしまうと煩雑になるとの理由から、前年度において県中地区及び県南地域の汚泥は広域的に処理を行うとの方針を決定した。そのため、業者の搬出場所が同一なのであれば白河市から負担金を支出してもらい、当該市分の汚泥も県が一括して処分を行っている。

（10月25日（月） 県中地方振興局）

江花圭司委員

調査資料3ページ、県税の滞納関係について聞く。県中地域は私が住んでいる会津地域よりも人口の多い都市が集まっているだけあり、金額の規模も大きいと感じた。昨年度は新型コロナウイルス感染症も発生し、令和元年東日本台風の復旧も継続している特別な年度だったと思う。先ほど高額滞納者対策検討会が開催されたと説明があったが、検討会で分かった主な滞納、欠損理由を聞く。

県税部長

高額滞納者対策検討会は2か月に1回程度開催しており、県税部長をはじめ納税課長等の関係職員が出席し、滞納者に係る具体的な処理方針を作成している。直近では今年8月末に開催したが、その際に検討した件数は17件で計約8,000万円の滞納に関する事案である。最も高額な滞納者は製造業を営む法人であり、当該法人における法人県民税及び法人事業税の計2件だけで約2,200万円の滞納が発生している。

滞納の発生要因は様々であるが、最近は税務署による国税調査の結果、複数年度にわたって高額な追徴課税が課せられたものの、当然県税や市町村税も国税に準拠して課されるため負担が一気に大きくなり事業が立ち行かなくなると滞納に至るケースもある。

また、昨年度の不納欠損について、100万円以上の案件が5件あり、その5件だけで約5,000万円の欠損が生じた。5件の内訳は法人3件、個人2件で、接待を伴う飲食業3件、その他は土木建築業などである。

先ほども説明したが、国税調査で複数年度にわたる高額な追徴課税が課された結果、事業が立ち行かなくなると最終的に不納欠損で処理するケースが多いと分析している。なお、不納欠損額の最高額は法人1者の約2,800万円である。

江花圭司委員

新型コロナウイルス感染症の影響もあり大変と思うが、県や国が行っている様々な事業融資の制度においては信用保証の関係で融資してもらえないケースも発生しているため、商工会議所と連携しながら滞納につながらない体制を整備願う。

次に、調査資料19ページの地域づくり推進費、地域創生総合支援事業（サポート事業）及び広域観光の推進（ロードバイクを活用した広域観光PR事業）の2事業について聞く。ロードバイクを活用した広域観光PR事業に約2,800万円の予算を要したのか。併せて、事業内容も説明願う。

企画商工部長

地域づくり推進費の決算額約1億2,000万円のうち約9,000万円はサポート事業分であり、残りはロードバイク関係事業費として執行した。ロードバイク関係事業は、当地方振興局が広域観光に係る新たな取組として令和元年度から実施している。これまで、サイクリストを歓迎する施設や飲食店と連携し、16のモデルコースを整備して動画配信を行っている。うち7コースでは、いわゆる自転車系のユーチューバーと連携しながらPR動画を作成した。そのほか、県中管内4か所へのロードバイクレンタルステーション設置やフォトコンテスト開催など、ロードバイクを通じた取組による交流人口の増加を目指している。

なお、令和2年度におけるロードバイクレンタルステーションでの貸出しは、4か所で計206件である。昨年度に設置したのは郡山駅前及び磐梯熱海温泉の2か所だが、今年度は新たに2か所設置して計4か所となった。県は市町村の垣根を超えた広域観光のプロモーション事業を実施する役割を担っているため、引き続きロードバイク事業を通じて交流人口の拡大に努めていきたい。

江花圭司委員

私が住む会津地域でも、県道を活用したサイクリングルートの整備など、会津若松建設事務所と連携して福島県自転車活用推進計画に関係した取組を行っているが、このようなソフト事業に約2,800万円の大金をかけており驚いている。本気度が伝わってくるものの、その本気度が空回りしないよう取り組んでもらいたいが、当該事業を開始した経緯を聞く。

企画商工部長

これまで様々な観光関係の施策を展開してきたが、イベント開催が主であり、特に県中地域の魅力発信として首都圏での物産販売関係事業に取り組んできた。しかし、関係人口創出を目指した観光モデル事業の実施を検討する中で、サイクリスト関係者の増加や、県内でサイクリングルートのモデルコース整備に取り組んでいる団体も幾つかあったため、一つの観光資源として活用し、令和元年度から事業を開始したのが経緯である。徐々にではあるが、県中管内のモデルコースに足を運ぶ人々が増えている。

江花圭司委員

事業費の内訳を最も占めている主な経費を聞く。

企画商工部長

レンタルステーション設置や動画作成等を行っているが、最も多くを占めているのは委託事業により実施しているモデルコースの動画作成の費用である。

江花圭司委員

動画作成における委託事業者の選定方法を聞く。

企画商工部長

動画は、先ほど説明した自転車系ユーチューバーなどがモデルコースを走行し撮影した映像をもとに作成している。16のモデルコースのうち7コースは自転車系ユーチューバーが撮影し、それ以外のコースの動画は当地方振興局が委託する業者が作成している。自転車系ユーチューバー以外のサイクリストにも協力を得てモデルコースを走行してもらい、その光景を撮影した委託業者が動画を作成している。

江花圭司委員

差し支えなければ、動画作成に要した費用及び関連事業者名を聞く。

企画商工部長

申し訳ないが、費用の詳細については手元に持ち合わせていない。なお、当該事業は郡山駅前にまごっせプラザを構えるNPO法人まごっせKORIYAMAに委託しており、当該委託業者と動画作成を行っている。

矢吹貢一副委員長

動画作成に係る費用については後ほど説明願いたい、どうか。

企画商工部長

承知した。

江花圭司委員

このロードバイク関係事業は結構規模が大きいため推奨を期待する反面、経費の使途が全く分からないが、ホームページなどで事業内容や事業報告等は公開されているのか。

企画商工部長

ふくつーというホームページで、実際のモデルコースや事業内容等を公開している。

江花圭司委員

イナイチ（猪苗代湖一周サイクルツーリズム）関係ではどうか。

企画商工部長

当地方振興局は、猪苗代湖の周辺を一周するサイクルコースを動画内で紹介するソフト事業を行っている。イナイチにおけるコース整備は土木部でも検討を進めていると聞くため、ハード面については今後同部と連携しながら取り組んでいきたい。

橋本徹委員

江花委員が聞いた滞納関係に関連するが、日頃から払いたくない者に対してしっかり払わせるための努力をしているとのことで、改めて敬意と感謝を述べる。調査資料48ページ、処理状況調の1（2）で「滞納繰越分を含め前年度より1億2千3百万円の減少となる」と収入未済額が大幅に減少し、その理由として直接徴収に係るスキルアップやレベルアップとの説明があったが、直接徴収のメリット及びレベルアップの内容を聞く。

県税部長

徴収のスキルアップについては、令和2年度に県中管内の石川町及び平田村で11月から翌年1月までの3か月間の週1回程度、本庁税務課の職員が各役場に出向き指導や助言等を行った。両自治体では、未納者に対する催告書の一斉送付がなされておらず、また債権管理における消滅時効の管理も徹底されていなかったため、税務課職員が指導等を行い、消滅時効に係る事案の欠損処理等が行われた。その結果、現年度及び滞納繰越分を合わせて、石川町では約1.05ポイント、平田村では約1.79ポイントの徴収率向上が図られた。

なお、直接徴収については、本来市町村が個人県民税の徴収を行うが、市町村において徴収が困難な案件は当部が徴収を引き受け、財産調査や滞納処分を行っている。令和2年度は、管内12市町村のうち9市町村から295人、約4,400万円の直接徴収案件を引き受けたが、うち約2,500万円を徴収した。その結果、当地方振興局における徴収率は本税ベースで57.03%となり、県全体の平均徴収率36.24%を20%以上も上回った。

橋本徹委員

1億2,300万円の収入未済額圧縮は綿密な計画に基づく取組の結果だと思うため、引き続きの対応をよろしく願う。

ちなみに、局長の概況説明要旨では「新型コロナウイルス感染症の影響により納付の困難な方に対して、納税の猶予制度を適用する一方」と述べていたが、猶予額は調査資料3～6ページに記載されている徴収猶予等に含まれているのか。

県税部長

県税の徴収猶予等額は1億600万円であり、そのうち新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例は約1億円で、

残り約600万円は既存の徴収猶予分であるが、その全件は不動産取得税に係る徴収猶予である。昨年度許可した新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予は120件、約2億7,000万円で、そのほとんどが法人分である。その後、出納閉鎖日時点では60件、約1億円となっている。

三村博隆委員

橋本委員の質疑に続けるが、個人県民税における収入未済額圧縮への尽力に感謝を述べる。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入未済額も増えていると思うが、前年度比での未済額を聞く。併せて、コロナ禍による猶予を除いた収入未済額を聞く。

県税部長

収入未済額は現年度分及び滞納繰越分ともに圧縮しており、未済額の増加もなかった。収入未済圧縮の主な要因は、現年分及び滞納分の個人県民税計約8,100万円の徴収によるものである。また、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予約1億円を調定額から除くと令和2年度の徴収率としては、99.40ポイントとなり、現状の99.23ポイントから0.17ポイント上昇することになる。

三村博隆委員

新型コロナウイルス感染症の影響により徴収事務が難しい状況にもかかわらず収入未済額も圧縮できているため、引き続きの対応を願う。

次に、調査資料42ページの産業保安対策費について、高压ガス等の保安・完成検査や液化石油ガス販売所等立入検査などの事業実績が記載されているが、定期的に立入検査が行われているのか。昨年、郡山市内でLPガスの漏洩による爆発事故が発生したが、立入検査など消防と連携して取り組んでいる対応があれば聞く。

県民環境部長

令和2年7月30日に郡山市内の飲食店でガス爆発事故が発生したが、当地方振興局では事故発生後に警察や消防の現場検証に立ち会い、同年12月には県として販売事業者及び保安機関への立入検査を実施した。

その後、国の所管省庁である経済産業省とも協議を重ねた上で、令和3年4月に販売事業者及び保安機関に対して、検査結果及び今後は国の例示基準遵守及び消費者への指導に努めることを求める通知を発出した。さらに保安機関に対しては、消費設備調査期間が規定を超過していた事に対する厳重注意及び改善報告書の提出を求めた。今後は、順次実施していく予定の立入検査において、改善状況を確認していきたい。なお今年9月には、郡山警察署が店舗運営会社の社長、ガスを設置した会社や保安機関の担当者等を書類送検したと聞いている。

県が持つ権限は、販売事業者及び保安機関に対する立入検査の実施である。消防や警察から現場検証への立ち会い依頼等があれば状況に応じて対応するが、県としては立入検査の実施により引き続き安全管理の確認を行っていきたい。

山内長委員

収入未済額の圧縮にねぎらいの意を述べる。

不納欠損額が約1億円あるが、増減の傾向やこの金額の捉え方を聞く。

県税部長

昨年度における県税の不納欠損額は約1億300万円あるが、前年度比で約1,000万円増えている。主な理由は、最大約2,800万円の高額な不納欠損事案の発生である。

山内長委員

致し方ない部分もあると思うが、可能な限り不納欠損とならない対応を願う。

次に、調査資料19ページのサポート事業について聞く。昨年度の実績は合計44件と記載あり、実績報告も行われている上に効果があったと思うが、今後も当該事業の継続実施が重要と思うため、昨年度の状況を聞く。

企画商工部長

サポート事業の目的は、地域づくり活動に対する立ち上げの支援である。当該事業の補助対象期間は最大3年間として

おり、その期間内で可能な限り自立して運営できるよう当地方振興局も支援を行っている。

これまで、事業終了後3年間は追跡調査を実施しているが、おおよそ8割は事業が継続されている。引き続き自立した運営ができるよう支援していきたい。

山内長委員

8割とは大変すばらしい。引き続きの支援をよろしく願う。

最後に、概況説明要旨の「復興支援・地域連携室員会議においては、未解決事案の進行管理のほか、地域課題や解決事案の共有により課題の掘り起こしや支援の横展開に努めてまいりました」について、未解決事案の詳細を聞く。

企画商工部長

復興支援・地域連携室員が13名体制で各市町村を訪問して抱える課題等の把握に努めている。また、その課題は復興支援・地域連携室員会議で共有し、関係機関や本庁と連携を図りながら課題解決に向けた支援を進めている。

昨年度からは市町村支援プログラムを開始し、プログラムのメニューを訪問時に案内している。なお、個別の課題については、当地方振興局で実施する市町村支援深化事業によって解決に向けた対応を行っている。昨年度は廃校の活用という課題があったが、それに対しては廃校活用に関する研修会を開催したり、石川町の廃校を活用した施設を見学して参加者と意見交換を行うなど、解決に向けて関係機関等と連携しながら取り組んだ。

(10月25日(月) 県中農林事務所)

江花圭司委員

所長説明にもあったが、令和元年東日本台風からの復旧は進んできているものの、当時は大変だったと思う。農業者の収入保険やナラシ対策等、農地管理に関することを含め、令和2年度において復帰を見込んだ者の収入保険等の加入状況や加入促進状況を聞く。

農業振興普及部長

令和元年台風第19号の被災者には機械等の導入に対する補助を行っているところであり、事業等を活用した者に対しては収入保険のほか、農業共済等のセーフティーネットに加入するよう働きかけている。また、昨年度は県独自の事業を行っていたこともあり、加入件数は着実に伸びている。

江花圭司委員

無利子、無担保等の融資制度等があったと思うが、利用状況はどうか。

矢吹貢一副委員長

本委員会になじんだ内容を質疑願う。

江花圭司委員

認定農業者や集落営農者は経営安定を目的としたナラシ対策制度の対象になると思うが、当該制度ではどの程度補償したか。

農業振興普及部長

ナラシ対策制度は国が執行することになっているため、手持ちの数字を持ち合わせていないが、特に大規模な経営体は割と活用していると聞いている。

江花圭司委員

収入保険等の未加入者に対して、令和2年度の復旧に係る収入補償はどのように対応したか。

農業振興普及部長

令和元年台風第19号では機械等の被害が多く発生しており、その復旧については基本的に全て対応している。また、減収分については次年度の再生産に向けた種苗費や資材費の補助などを含めて総合的に支援を行っている。

橋本徹委員

調査資料最終ページの処理状況調の中で、総合緑化センターの受変電施設の更新に当たり、資材価格の高騰などの影響により工事請負費が不足し、必要最小限度の実施となったとあるが、同センターの業務に支障はなかったのか。

次長兼総務部長

総合緑化センターの受変電施設の更新に係る工事は必要最小限度の実施になったものの、現時点で業務に支障はない。

詳細な状況を説明する。令和元年度予算で当該センターの受変電施設及びその設備に電気を引くためのケーブル更新を予定していたが、設計業務委託の入札不調等により不測の日数を要したことから工事請負費を繰り越すこととなった。

設計を組み直した最終的な予定価格が当初予算額の1,055万4,000円を超過することとなったため、令和2年度は必要最小限の工事としてケーブル更新のみを実施することとした。

なお、本体工事については令和4年度予算での実施に向けて、本庁と協議中である。

橋本徹委員

資材価格の高騰はなかなか見越せなかったとは思いますが、次年度の本体工事の予算獲得に向けて尽力願う。

次に、ナラ枯れの被害が県内各地で見受けられると感じており、夏場にもかかわらず既に紅葉していると勘違いしてしまうほど被害が目立っている。

調査資料39ページに記載のある広葉樹林再生事業やふくしま森林再生事業では、ナラ枯れに対してどのような対策を行っているか。当該事業での対策がなければ、ナラ枯れに対する対策をどのように考えているのか。

森林林業部長

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという体長5mm程度の穿孔性の虫がナラ菌を樹木に持ち込み、通水障害を引き起こすことで樹木が枯れてしまう症状である。現在、郡山市では殺虫剤、殺菌剤を散布する伐倒駆除のほか、予防策として殺菌剤を木に注入する樹幹注入による対策を講じている。

橋本徹委員

調査資料には、ナラ枯れ対策に関連する事業の記載はないとの理解でよいか。

森林林業部長

調査資料38ページの1番下の欄、(2)カシノナガキクイムシ駆除により対策を講じている。

橋本徹委員

ナラ枯れの多発や樹齢2～30年位の一番よい時期の樹木が枯れてしまう原因は、原発事故の影響によりシイタケ等の原木を伐採しなくなった影響だと聞いたことがある。

決算と直接結びつくものではないが、現在再生事業等を実施する考えはあるか。

森林林業部長

原発事故の影響が直接の原因かどうかは解明されていないが、夏の気温が高い年の翌年に枯れている状態が多く見られる傾向があるため、年々夏場の気温が上昇している影響により増加していることも考えられる。また、ナラ枯れの被害によりキノコ原木が使用できなくなってしまうことも考えられており、本県では広葉樹林の再生に向けたプロジェクトを立ち上げたことから、今後は、当該プロジェクトに基づき広葉樹林の再生に向けた整備を進めていきたい。

安部泰男委員

令和元年に発生した台風第19号では農業施設が大きな被害を受けており、そのような中、現在、須賀川市、鏡石町、矢吹町において、流域治水とのことで遊水地の整備が計画されている。

当該計画は、国、県、市、町それぞれが実施しており、広大な農地を遊水地にする計画であるため、おそらく所有者の意見が一枚岩になっていないと見受けられる。令和2年度において、県中農林事務所としては当該事業にどのように関わってきたのか。

所長

遊水地の整備については、管内の玉川村及び鏡石町、当事務所管内の矢吹町の3町村合わせて約350～400haの農地が対象となるほか、5～6月頃から住宅の移転も必要になるとの話が出てきているため、国が地元説明会を開催している状況である。玉川村では多くの水田や農地が、鏡石町では約100haの水田が潰れてしまうことから、当事務所では各町村の基幹産業である農業の今後の方向性を検討するため、ワンストップで対応できるチームを整備している。また、住宅の移転が必要となる住民については移転先の検討も必要となるため、農業に限らず農振や転用等が関係する移転先の問題にスピード感を持ち、時期を逃さずに対応している状況である。

山内長委員

調査資料16ページ、入札不調や土地購入の問題等により翌年度繰越額が約59億円となったとのことだが、今後の見通しを聞く。

次長兼総務部長

繰越額については、東日本大震災からの復興再生事業や台風災害の事業のほか、国の補正で令和2年度中に予算配分された等の影響により規模が膨らんでいるのは事実である。また、繰越しの理由については用地の問題、入札不調の問題、技術者不足の問題など様々あるが、それぞれ軌道に乗せるよう努めている。例えば入札不調の問題ならば、不調になった段階で事業者からアンケートを徴取し、その内容を分析することで次の発注につなげている。工期が問題になっている場合は、工事の開始時期を自由に選べるフレックス工事による発注、工事の規模が問題となっている場合は分割や統合するなど、発注方法を工夫することで落札につなげているが、入札不調になってしまう案件が現在も散見されることから、引き続きアンケート結果を十分に分析し、当事務所として知恵を絞りながら取り組んでいきたい。

山内長委員

せっかくの予算であるため、知恵を絞って対応するよう願う。

次に、調査資料20ページ、就農支援資金等貸付金特別会計の過年度分の内容について聞く。先ほど新規就農者を31名ほど確保したとの説明があったが、資料に記載されている金額は、その新規就農者が途中で辞めてしまったなどの影響により発生したものなのか。

農業振興普及部長

調査資料に記載されている内容は、現在の新規就農者分ではなく、平成19年度に貸付けを受けていた者の分である。元金は既に返済されているが、経営不振になった際に発生してしまった延滞金である。

山内長委員

次に、調査資料27ページの6次化商品販路拡大事業について、実績としてネットワーク会員登録数が400名とあるが、6次化の特産品の状況を聞く。

企画部長

地域産業6次化の推進については、所長をトップとして地方振興局、市町村、商工関係団体、農業関係団体で構成する県中地方地域産業6次化推進会議を設置しており、この組織を司令塔として活動を展開している。また、この会議で設置している県中地方・地域特産品創出クラスター分科会では主に6次化の商品開発に取り組んでいる。現在、22事業者が47品目の商品化にたどり着いており、直近ではGAPを取得したニンジン等を使ったドライフルーツパンが開発された。

山内長委員

調査資料37ページの多面的機能支払事業について、事業計画欄に12地区との記載があるが、これは事業全体のうちのどの程度の割合なのか。

農村整備部長

当該事業は管内全12市町村で取り組んでいるため、12地区と記載している。全体の取組面積は1万7,680haであり、また、管内の農振農用地面積は4万2,723haであることから、当管内の約41%程度の農振農用地に多面的機能支払交付金が活用されている。

山内長委員

次に、調査資料44ページの一般造林費及び造林推進費について、森林の再生事業と併せて放射性物質の対策を行っている
と認識しているが、対策の現況及び森林整備の進捗状況を聞く。

森林林業部長

一般造林費では通常の森林整備や作業道の整備を行っており、造林推進費では主に放射性物質対策として計画策定のほ
か、表土が流れ出ないように丸太柵をつくりその場所へとどめるための事業を実施している。また線量が高い山中では森林
整備を行わないこととしており、線量の低い場所において実際に材木を搬出するに当たっては線量を確認した上で搬出を
行っている。

山内長委員

最近はウッドショックにより材木価格が上昇しているが、調査資料24ページを見ると登録業者数が前年度と比較して減
少している。その原因を聞く。

森林林業部長

木材業の登録は3年に1度更新することとなっており、令和2年度は全体で19件の登録のうち17件が更新で、ほか2件
が新規登録である。前年度は全体で34件の登録のうち32件が更新であり、その年によって更新件数の多少がある。

山内長委員

業者が減少しているわけではないとの理解でよいか。

森林林業部長

そのとおりである。